本書について

本書は、平成二十七年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）に八戸市として応募・採択された「八戸市の文化遺産を活用した地域活性化事業」にて、事業実施団体である「あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアム（略称：ＡＤＡＣ）」が作成した普及啓発用資料です。

八戸の宝である国の重要無形民俗文化財『八戸三社大祭』に焦点をあて、地域の文化遺産に関する歴史的な背景や、文献・資料に基づく現時点での調査・研究成果を判り易くまとめました。

毎年、入念な構想を経た下絵の作成から始まり、春に山車小屋を組み、勤務後に製作に励む日々が真夏の大祭まで毎晩続くという、地域の風物詩でもある『八戸三社大祭』を、大切に受け継ぎ、しっかりと次代へ繋いでいく一助となり、八戸市の地域活性化に役立つことを願っております。

平成二十八年二月

あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアム

会長　藤田成隆

江戸時代の八戸三社大祭

三浦忠司

目　次

第一章　法霊祭礼の始まりと城下祭礼の発達……9
一　祭礼の賑わい……9
二　祭礼の起源と御輿の巡行……10
三　出しの運行と城下商業の繁栄……13
四　祭礼行列と出人足……15

第二章　祭礼行列と出し……17
一　祭礼行列の構成……17
（一）延享四年の行列……17
（二）安政元年の行列……25
二　行列の練り物……27
（一）出しの起源……27
（二）初期の出しの形態……28
①延享四年の「出し人数」……28
②宝暦と明和の「出し人数」……29
③延享から宝暦・明和の出しの形態……30

（三）出し屋台の登場……31
①天明三年の西町屋の出し屋台の新調……31
②西町屋の担ぎ屋台の運行……33
③車引き屋台の出現……35
（四）笠鉾出しと八日町笠鉾……38
（五）笹の葉踊り・しゃぎり・虎舞・風流踊り・騎馬打毬……41
①笹の葉踊りやしゃぎりの練り歩き……41
②虎舞と派手な風流踊りの演出……43
③騎馬打毬の参加……45
④猩々緋幡や船印・大漁旗の登場……46
第三章　多彩な出し飾り人形……47
一　出し人形の年代別変遷……48
（一）天保四年の出し人形……48
（二）嘉永元年の出し人形……51
（三）安政元年から明治二年の出し人形……52
二　出し人形の趣向……54

第四章　祭礼経費と負担の組織化……56
一　神事行列経費と藩の負担……56
二　町行列経費の町負担……58
三　神事支配人の仕事と人員……60
四　祭礼経費の年代的推移……62
（一）文化八年から明治七年までの諸入用費……62
①文化八年から天保三年までの時期……62
②天保四年から天保一一年までの時期……63
③天保一二年から嘉永二年までの時期……64
④嘉永三年から明治七年までの時期……65
（二）祭礼経費推移の特徴……66
（三）祭礼経費構成の特徴……67
第五章　法霊祭礼から三社大祭への名称変化……70
参考文献……72

第一章　法霊祭礼の始まりと城下祭礼の発達

八戸三社大祭は、江戸時代には、法霊社（現在の龗神社）一社の祭礼であった。享保六年（一七二一）七月に法霊社の御輿が八戸城下を一巡して長者山へ渡ったのが大祭の始まりである。御輿行列が八戸城下を一巡したことから、この祭礼は一社の祭礼から都市を挙げての祭礼へと大きく飛躍した。いってみれば、この祭礼は二万石八戸藩の城下町を基盤として成立したものであり、城下の人々の楽しみだけではなく、八戸藩領全体の祭りとして人々を魅了して現代まで受け継がれてきたものである。

そこで、法霊社の祭礼はどのようにして始まり、どのように花開いて現代に伝えられたかを読者の皆さんに紹介することにしよう。

一　祭礼の賑わい

慶応三年（一八六七）七月二〇日の法霊社の祭礼はいつになく賑わいをみせた。十三日町で木綿商いをしていた大岡長兵衛はその繁盛ぶりを次のように述べている（『多志南美草』第三巻）。

「七月一九日、明日は例年の通り御神事通行のため、先例のごとくビワ湯の接待を差し出すことにする。町中にては、種々さまざまな作り物が仕立てられ、その飾り立ては立派である。額灯

や田楽灯籠が道の両端に並び、その賑わいはひとかたならない。

老若男女見物の諸人おびただしく限りがないほどである。御帰社もそのまま首尾能く終了し、祭礼は今宵ばかりとますます賑わいをみせた。

当年の御神事は、近国諸作が宜しいために何れも人気を引き立てるようになり、見物の旅人がかなり入り込んでいる。いつもと違って諸品の販売が目に見えて多くなり、自分の店だけでも金二〇両余も売り立てることができた。これは木綿の店を出して以来初めてのことである。」

八戸の街中が飾り物で彩られ、道には灯籠が立ち巡らされてにぎにぎしさであふれていた。老若男女の見物人がおびただしく町に集まってきた、と大岡は驚いている。

法霊社の祭礼は、江戸時代は、当初は七月一九日から三日間行われていたが、文政八年（一八二五）以後は七月二〇日からの三日間に変更されるようになった。

二　祭礼の起源と御輿の巡行

祭礼の始まりは享保六年のことである。同年七月一九日に法霊社の御輿（みこし）が八戸城下を一巡して長者山へ渡ったのがその起源である。明治時代に入り、新羅（しんら）神社と神明宮が加わり、三社の祭りとなって祭礼規模が大きくなった。

享保六年の御輿巡行のきっかけは、城下商人たちが打ち続く天候不順の回復を祈り、五穀豊穣を

祈願したことによる。

前年の享保五年（一七二〇）八月二日に、次のような御輿の渡御（とぎょ）行列を藩へ願い出た（八戸藩日記）。

「当年は土用に入っても、天気は悪しく毎日荒れ気味で、殊のほか冷気が強い。このままでは、諸作は心もとない。そこで、町庄屋や乙名（おとな）共が相はかり、法霊社に天気回復と五穀成就を祈願し、もし祈願成就のあかつきには、例年七月一九日の祭礼を賑わしく取り行うと誓った。祈願の結果、湯立も上々にあがり、天候もしだいに回復し、暖かくなってきた。

そこで、一同は、法霊社の霊験に感謝申し上げるため、今年の祭礼には間に合わないが、来年以降は、祭礼日の七月一九日には御輿を長者山虚空蔵堂へ御旅させ、二一日には御帰座させたい。」

藩では、藩主の裁決を得て、翌享保六年より渡御行列を行うことを認めることとした。こうして町民の願いが実を結び、法霊社の日和乞（ひよりこい）に対する奉謝として御輿を渡らせる渡御行列が始まったのである。

商人たちが渡御行列を願った背景には、元禄年間（一六八八～一七〇三）を画期として八戸湊の産物流通が高まり、享保時期にいたって全国的な商取引が展開し、商人の経済的実力が伸張したことによろう。それが祭礼を契機にしていっそうの城下商業の繁栄を願うことになり、商人とともに藩が積極的に後押しをすることになったのである。

祭礼行列の順路は二の丸にある法霊の社殿から出発し、城内の表門（南門）を通って城下の街地

に入った。札の辻から西の三日町方面へ曲がって、表町を荒町まで進み、ここから裏町の廿六日町に出て、十六日町から寺横丁へ曲がり、大工町・鍛冶丁を経て長者山の旅所に至った。二一日のお還りは、長者山旅所より鍛冶丁・大工町を経て六日町に曲がり、ここより裏町を進んで、下大工町より表町の廿八日町に出、そこから表町を通って八日町の札の辻から再び社殿へ戻った。

この道筋は当時の城下の町人町を一巡するルートで、お通りは上町通の表町から裏町へ、お還りは下町通の裏町から表町へ、と町人の心意気を示した渡御行列が続いた。

行列の次第は、御輿を中心にその前後に、幡や鉾、獅子頭や神楽などが付きしたがい、鉦、太鼓、笛、法螺なども、お囃子を奏でながら行進に加わった。

その行列は次のようであった（享保六年六月一九日条八戸藩日記）。

御幡一一本－獅子権現－法螺二人－太鼓・笛－手平鉦二つ－御鉾・別当・上下三人－神前湯立・御幣三本－参銭箱－五竜御幡二本－**御輿**－竜頭御幡三本－常泉院騎馬・山伏五人（法螺・太刀持・金剛杖持・草履取・長刀・挟箱・長柄）－笠鉾・太神楽

山車（出し、以下「出し」とも記述）の運行こそなかったが、神の依代である御輿を中心とした華やかな「見られる行列」が町中を練り歩くことになった。

ところで、この時期にこのような行列が祭礼の中心となった背景は何であったろうか。

江戸や京・大坂の祭りは、元禄年中を一つのエポックとして豪華絢爛さを誇るようになっていた。京都賀茂の葵祭が元禄七年（一六九四）に復興されたし、江戸の山王祭や神田明神祭、大坂の天王祭が笠鉾・屋台に美を競い合うようになるのは元禄年中のことであった。

元禄を過ぎた宝永六年（一七〇九）八月、盛岡では、八幡宮祭礼に初めて町人町二三町の出しや練り物が出てにぎやかな行列が行われている（「盛岡砂子」『内史略』第三巻所載、文化九年八月条「竹田伽良倶里」）。八戸では、元禄を経た享保年間（一七一六～三五）初頭に至って、祭りが華やかな行列として繰り広げられるようになった。

三　出しの運行と城下商業の繁栄

祭りのメリットとして見逃せないのは、その商業上の機能である。祭りが華やかであればあるほど、城下の住民のみならず、近郷近在の人々も多数城下へ寄り集まった。人出があればあるほど、それが商品の購売力となって城下商業にはね返り、城下商業を潤すこととなったのである。

宝暦八年（一七五八）、藩では、飢饉の困窮を理由として御輿の渡御を五年間に限り隔年の実施を提案したことがあった。この時、城下商人は一致してこれに対し、「かえって御町の者の商売体支えにも相成、別して小家の者は渡世もよく御座候」と述べて、祭りこそが城下商業を支える基となるのだと力説した。幸いこの説得により前々通りの御輿渡御が認められることとなった。

飢饉のときも出しの通行こそなかったが、御輿行列は行われていた。飢饉がおさまると、早々に出し行列は復活された。収穫が安定し、生活に余裕が生まれると、祭礼見物のために八戸町に周辺の村々から人がたくさん集まってくる。行列を見物した後は飲んだり食べたり、買い物を楽しんで、町へ金を落とした。祭礼は新たな需要を創出するので八戸城下の景気動向に大きな影響を持つこと

になる。そのため祭礼行列はある程度派手に行う必要があり、踊りや人形屋台を華やかに練り歩かせて人気をあおり、購買力を掘り起こそうとした。

天明大飢饉の翌年の天明四年（一七八四）には、出しは商人の店の前に飾られて行列に参加こそしなかったが、天明五年（一七八五）には、早くも出しや踊子が行列に繰り出した。

藩では、「当年は諸作の模様も宜しく相見え候間、諸人気の補いのため、去年よりは御行列少々気をつけ、出し人形や踊子も相出させ候様」（天明五年条「法霊御神事支配当番之事」、永歳目安録収録）にと仰せ付けた。「諸人気を補う」ためには、出しや踊子の行列参加が商業政策上必要であったのである。これにより「ひとしお御祭礼賑わしく」（同目安録）なった。

天保の飢饉でも同様であった。天保九年（一八三八）には、出しは店の前におくようにと指示され、翌一〇年（一八三九）には、お通には参加できなかったが、お還りの行列には「世の中相直り候に付き」として出しが引きまわされた。出しが出ないと祭礼が盛り上がらなかったのである。

しかし、飢饉でも行列を続けなければならない事情がこの時期には生まれていた。行列の出人足で生活の糧を得ていた日雇い層がいたからである。

天保九年の飢饉の最中に、庄屋は祭礼を実施してよいかを酒屋仲間に諮った。このとき、酒屋仲間は私どもはいかようであってもよいが、行列が中止になれば、小間居（こまい）（下層民）たちが人足としての出役がなくなり生活が立ち行き難くなると答えている（「法霊御神事諸入用覚」）。この時期の行列は祭礼二日間で五〇〇人を越える人足を動員していたので、飢饉の最中であってもおいそれとは行列を中止できなかった事情があったのである。

時代が経つにつれて祭礼行列のメインは神事の御輿ではなく、華やかな人形出しに取って代わった。廿八日町の豪商西町屋では、天明三年（一七八三）の大飢饉が起こる直前、新たに江戸に人形を注文して出し屋台を造ったが、その際、「出しは万人目覚めの物なれば、数十年同じでは見苦しい」と言って二台目を新調した（「法霊御祭礼飾物仕出心得之事」、安永六年永歳覚日記収録）。祭礼の見物人だけではなく、出しを参加させる商人にあっても、出しが「万人目覚めの物」という強い意識が生まれていたのである。

出しが祭礼の主人公に躍り出ると、出し行列が全町を練り歩かないうちは、勝手な解散は許されなかった。藩では、「急に雨が降ってきたときは、出しや踊子たちは引き取るのはやむ得ない。そのような急を要しないときは、できるかぎり長く町にいるようにせよ。出しは町に長くおりさえすれば、諸見物御祭礼の賑わいになるものである。」と命じて、長時間の運行を強く指示するようになっていた（文化元年「法霊御神事諸事覚」）。

見物人は華やかな出しを目当てに来るのだから、できるだけ遅くまで町内を引きまわし、集客に努めよと言うのが、藩や商人にとっての城下商業振興策であったのである。

四　祭礼行列と出人足

行列が御輿中心から出しなどの華やかな附祭（つけまつり）に注目が集まり、行列に娯楽性や観光性が高まるにつれて、従来の家持ち町人や大家の奉公人だけでは、出しや練り物を運行できなくなった。

文政・天保年間（一八一八～四三）以降、行列に大小さまざまな幡や鉾・槍などが加わり、供奉人には、挟箱持・草履取・合羽持などの随行者が多く付き添うようになった。さらに、出しも人形屋台へと変化し、担ぎ手や引き手を数多く必要とした。踊子などの役者・芸人なども行列に参加するようになれば、付添の供人も増加した。

このような道具持や練り子になったのは、町内の借り子や店子たちであった。彼らは町内の家持ち町人に代わって日雇いの人足として行列に参加し、行列組みを人員的に支えたのである。

例えば、西町屋の出し持人や踊子の付添人では、寛政三年（一七九一）の出し持借人足一三人のうち、三人が一日一〇〇文の雇人足（永歳覚日記）、天保三年（一八三二）の踊子借り人一六人のうち、四人が一日三〇〇文の雇人足であった（永歳覚日記）。西町屋個人の事例では、二割強が日雇いであったから、ほかの町人やほかの持物人の事例を合算すると、相当数の日雇い人足が入っていたことになる。

出人足の数は、法霊御神事諸入用覚によれば、二日間の神事行列で、天保三年の四一六人から、天保一一年（一八四〇）には五二二人、弘化元年（一八四四）の五七四人を経て、嘉永年間（一八四八～五三）には六〇〇人を越え、安政五年（一八五八）には六七二人に膨れている。

嘉永年間の出人足を見ると、嘉永元年（一八四八）に五八〇人であったのが、翌二年（一八四九）では六一七人となり、四年後の嘉永四年（一八五一）では六四二人と短期間で急上昇している。この時期に至ると、もはや小間居層なくしては八戸の都市の祭礼行列は維持できない状況になっていた。

江戸時代末期に至ると、祭礼行列は行列の人員からみても、従来の家持ち町人中心の祭礼行列から、借り子・店子も含めた都市の全構成員が参加する祭礼へと、八戸の祭礼は大きく変化していたといえよう。

第二章　祭礼行列と出し

一　祭礼行列の構成

祭礼の行列順序を記録した法霊御神事行列帳が、龗神社と長者山新羅神社に伝えられている。これには、神事行列の並び方やその順序、供奉人の名称、囃子方や出しなどの参加状況などが記されている。

そこで、延享四年（一七四七）と安政元年（嘉永七年）（一八五四）の行列帳によってこの時期の行列の特徴を見てみよう（**表一**参照）。延享四年は享保六年（一七二一）より二六年後、安政元年は延享四年より一〇七年後の姿となる。

（一）延享四年の行列

初めての渡御である享保六年の行列構成は、御輿を中心とした行列であった。御鉾・別当・湯立釜に次いで御輿が続き、御輿の後ろには、山伏の総録（総支配頭）の常泉院が付きしたがった。

表一　延享四年と安政元年行列帳

延享四年七月一九日（一七四七年）		安政元（嘉永七）年七月二〇日（一八五四年）
露払		獅々太神楽
露払		上下着
		露払御幡
		露払御幡
御榊		**御榊**
		御神馬
立願御供子共		立願御供子供
御輿台		神輿台
御神幡		御神幡
御神幡		
九郎治様（湊）		九郎太様（湊）
弥祖右衛門様（中里）		松之助様（中里）
勘太夫様（山崎）		伊織様（井上）
鉄太郎様（井上）		弾正様（中里）
文右衛門様（川勝）		勘太夫様（山崎）
金右衛門様（佐々木）		亀様（石井）
小豊治様（煙山）		清太夫様（船越）
惣兵衛様（姓不詳）		市太夫様（中里）
市太夫様（中里）		斉宮様（煙山）
丈五郎様（船越）		左膳様（吉岡）
清右衛門様（中里）		右門様（神）
唱様（川口）		六太夫様（福田）
治兵衛様（奥谷）		蔵太様（木幡）
権兵衛様（吉岡）		帯刀様（津村）
伝右衛門様（津村）		内記様（川勝）
辰右衛門様（石井）		庄右衛門様（菅）
儀助様（神）		幸太郎様（紫波）
六郎様（福田）		屯様（逸見）
忠五郎様（木幡）		典膳様（逸見）
李之進様（菅）		陽之進様（新宮）
		兵部様（逸見）
		上下着
		上下着
御広間太鼓		御広間太鼓
寄進幡		二番　寄進幡
獅子権現		**獅子権現**
法螺		法螺
法螺		法螺
上下着		
上下着		

山伏	山伏
山伏	山伏
太鼓	太鼓
笛	笛
上下着	上下着
上下着	上下着
山伏	山伏
山伏	山伏
手平金山伏	調拍子
手平金山伏	調拍子
	山伏
	山伏
上下着	上下着
上下着	上下着
御鉾	**御鋒**
	先供
	先供
	長刀
別当	**栄松坊**
草履取	伴僧
挟箱持	若党

	草履取
	挟箱
	合羽篭
神前湯立	**神前湯立**
御幣三本	御幣
御幣三本	御幣
参銭箱	賽銭箱
	白熊毛御長柄
	同
	同
	同
	同
	猩々緋御幡 拍子木支配人石橋文蔵
	同
	同
竜頭御幡	竜頭御幡
竜頭御幡	竜頭御幡
	上下着
	五色御吹流
	五色御吹流

乙名 乙名	乙名 乙名
同 同	同 同
同 同	同 同
	上下着
	花色御幡 花色御幡
白御幡 白御幡	白御幡 白御幡
	御奉納　赤御幡 御奉納　赤御幡
御輿	神輿
	上下着
赤御幡 赤御幡	赤御幡 赤御幡
	花色御幡 花色御幡
乙名 乙名	乙名 乙名

同 同	同 同
同 同	同 同
	上下着
	五色御吹流 五色御吹流
龍頭御幡 龍頭御幡 龍頭御幡	龍頭御旗 龍頭御旗 龍頭御旗
以下　常泉院行列	以下　常泉院行列
山伏 山伏 山伏	山伏 山伏 山伏
常泉院名代　大泉坊	常泉院　騎馬
法螺山伏 太刀 法螺山伏	法螺 法螺
	太刀持 金剛杖
草履取	草履取 床机持

長刀	鑓持
挟箱	挟箱
	長柄傘
	沓箱
合羽持	合羽篭
	拍子木支配人若狭屋善八
御町行列（烈）	**御町行列**
	大幡
	但御門前ニ有之　大門前也
	対旗
	対旗
	虎舞
	上下着
	支配人
笠鉾	**笠鉾**
太神楽	太神楽
	青龍刀
	出し
踊子	踊子
床机持	床机持
壱人立	壱人立

役者	役者
役者	役者
出し	**出し**
	拍子木支配人十三日町長兵衛
	大幡
	湊踊子
	出し
	鮫踊子
	拍子木支配人あら町栄助
	大幡　六日町吉助
	上下着
	支配人
笠鉾	**笠鉾　八日町**
乙名	乙名
乙名	乙名
同	同
同	同

御合羽持	御合羽篭
押　押	同
押	押　押

十九日御旅所にて	**廿日御旅所**
一御神楽	一御神楽
一御湯立	一御湯立
廿一日法霊にて	**廿二日法霊**
一花踊　三番	一踊　三番
一踊子 八日町治右衛門子　清八 廿八日町伝七孫　重太 十三日町忠兵衛子　久治 十八日町吉右衛門子　福松 十六日町横丁忠五郎子　丹治 十三日町吉右衛門子　五郎治 三日町治兵衛子　豊治 六日町長九郎子　寅九郎	一踊子 石橋源兵衛子　定吉 亀岡惣八子　斉吉 石橋善兵衛孫　忠助 三春屋与惣二子　虎吉 かが屋徳次郎子　仁助
一笛 十三日町横丁六兵衛 塩町七右衛門内喜四郎	一笛 惣門丁　藤吉 廿三日町　豊吉

同	同	御道具持	御道具持
同	同	御挟箱持	御挟箱持
同	同	御長柄持	御長柄持
御草履取	御草履取	御床机持	
御道具持			
御挟箱持			
御長柄持			
御沓箱	御沓箱		

廿六日町重助	
一音聲 十八日町　源太郎 廿六日町左兵衛子　左太郎 廿八日町孫右衛門内　小兵衛 鍛冶町　三助	一音頭 鍛冶丁　龍治 十六日町　久七 十八日町　弥兵衛 八日町　斉蔵
一三味線 六日町横丁　左兵衛 十八日町　七十郎 三日町横丁　庄助	一三味線 十八日町　大次郎 大工町　伊代吉 長横丁　磯吉
一太鼓 荒町半七内　惣助 六日町清蔵子　重治	一太鼓 六日町　勘次郎 大工町　吉六 鍛冶丁　米吉 大工町　定吉
出し人数　三一人	**出し人数**
荒町　義兵衛 廿三日町　忠三郎 同町　義兵衛 同町　源十郎 同町　三右衛門	一笠鋒　三日町 一太神楽 一踊子役者 一笠鋒　八日町 一大幡　大塚屋市兵衛

惣門丁　惣三郎 あら町　定吉	同町 十三日町	庄七 権七	一対幡
一音頭 鍛冶丁　龍治 十六日町　久七 十八日町　弥兵衛 八日町　斉蔵	同町 同町 同町 同町 同町	又兵衛 武兵衛 九兵衛 甚五右衛門 源四郎	一青龍刀 一信玄 一太公望 一恵比寿 一猩々緋大幡
一三味線 十八日町　大次郎 大工町　伊代吉 長横丁　磯吉	同町 同町 三日町 同町	茂兵衛 孫兵衛 小右衛門 長兵衛	一布袋 一金平 一関羽 一草苅山王
一太鼓 六日町　勘次郎 大工町　吉六 鍛冶丁　米吉 大工町　定吉	同町 同町 同町 同町 同町	伊兵衛 源五郎 利右衛門 市太郎 伊四郎	一弁慶 一大幡
出し人数	同町	喜兵衛	一大幡
一笠鋒　三日町 一太神楽 一踊子役者 一笠鋒　八日町 一大幡　大塚屋市兵衛	八日町 同町 同町 十八日町 朔日町 六日町	仁兵衛 利三郎 亦助 津右衛門 清五郎	一獅々太神楽 一神功皇后 竹内宿祢 一剱御幣 一猩々緋大幡

十一日町	
下大工町	
朔日町	一青龍刀
河内屋八郎兵衛	一信玄
近江屋市太郎	一太公望
古屋浅吉	一恵比寿
板屋太郎兵衛	一猩々緋大幡
石屋平七	一布袋
六日町	一金平
若狭屋善八	一関羽
廿六日町	一草苅山王
十六日町	一弁慶
大工町	一大幡
寺横丁	
三日町長右衛門	
十三日町万助	
六日町吉助	一大幡
廿六日町若者共	一獅々太神楽
美濃屋宗七郎	一神功皇后
竹内宿祢	
熊野屋嘉八郎	一剱御幣
一流	一猩々緋大幡

同町　又兵衛
同町　徳右衛門
大工町　甚助
廿六日町　与五郎

笠鉾番
八日町　伊五郎
同町　孫兵衛

野田屋徳兵衛
十一屋小兵衛
松屋長助
井筒屋八郎兵衛

一同

一流
大坂屋市兵衛
古屋清七
泉屋吉兵衛
三春屋新助
岩屋徳兵衛
吉田屋豊作

一風流踊子　湊村
一風流踊子　鮫村
一虎舞　同所

支配人
荒町　忠蔵
十三日町　徳兵衛
同町　忠兵衛
同町　清兵衛
大工町　宇兵衛

支配人
石橋善兵衛
河内屋八郎兵衛
若狭屋善八

これに対して延享四年行列帳では、榊が先頭に立ち、これに立願御供小共が続き、さらに二〇人の藩士が先導する行列集団が並ぶ。これに次いで、御広間太鼓から御鉾、別当、御輿、御輿乙名が続く。さらに、「常泉院行列」がしたがう。榊が先頭に入ったのも享保と違うところであるが、最後尾に「御町行列」が付いているのが最大の特徴である。

この御町行列は、享保の行列では、笠鉾・太神楽・踊子の部分に相当するのであるが、この時期に「見られる祭り」として行列が強く意識され、御町行列が繰り出したのである。行列の華やかさを象徴するように「出し」が登場した。

出しとは、曳山に分類される山車のことであり、町衆に持たれたり、担がれて練り歩いた。出しの前には、笠鉾・太神楽・踊子が並び、出しの後ろには、乙名、押奉行、押人がしたがった。乙名と押人は行列を取り仕切るような有力商人であり、押奉行は神事行列の最高責任者たる藩の寺社町奉行がこれに就き、馬に乗って行列全体を統率していた。

（二）安政元年の行列

安政元年行列帳の構成は延享四年や天保四年（一八三三）行列とほぼ同一である。

延享四年より八六年経った天保四年の行列では、神楽獅子や御神馬が登場し、五色御吹流や白熊毛御長柄槍、花色御幡が加わり、行列に一段と華やかさが増した。御町行列には、大幡・対幡が先頭に立ち、虎舞・笠鉾（鉾）、次いで青龍刀をはじめとする出し九台が並び、笠鉾の後ろには、打毬騎士一〇騎・御町御供馬五疋が付き、さらに鮫や湊の風流踊子が続いた。行列の見せ場がここで一気に倍加した。御神馬は明和元年（一七六四）より行列に参加したものであった（「法霊社神

事日記」）。

安政に先立つ嘉永年間（一八四八～五三）に新たに登場したのは、先頭に入った獅子太神楽、御輿の前には深紅の猩々緋（しょうじょうひ）御幡が掲げられ、御町行列には、剣御幣（ごへい）と猩々緋大幡二流が加わった。出しの数も天保期に比べて商人持ちの新規出しが増えて、嘉永元年（一八四八）に一一台となったのに続いて、安政元年は一〇台となった。

行列を演出する最大の見せ物である出しの数が増加したことにより、江戸時代の祭礼行列の完成をこの安政の時期に迎えたといってよい。古来からの神事芸能である神楽も、嘉永から安政期以降に新たに増加した。従来からの御町行列における廿八日町の太神楽のほかに、廿六日町若者仲間が獅子太神楽を出したほか、慶応三年（一八六七）には、神明宮の太神楽も加わった。

安政元年の行列帳には、御町行列中の御通行と御帰社の出し物を末尾に詳しく書き連ねている。湊踊子と鮫踊子は毎年並ぶ順序を交代で変えていた。

ところで、八戸の祭礼行列の御輿の位置は行列の先頭にきており、これに出しなどの練り物が付きしたがう形となっている。出しなどの練り物は「附祭」といわれ、御輿に付く、文字通りの附け祭りであった。

ところが、盛岡城下の八幡宮祭礼の行列は、出しなどの練り物は御輿の前を先供し、御輿が後尾に位置していた（「竹田伽良倶里」の文化九年八月条寛政年中八幡宮行列、文化年間以降「盛岡八幡宮御神事行列番組」）。盛岡藩主から御輿を拝領したという三戸町の大神宮行列も、御輿が出し屋台の後を歩いており（文政九年「太神宮御祭礼行列の事」、『三戸町史』中巻所載）、八戸とは行列

の構成が異なっているのが特徴である。

二　行列の練り物

（一）出しの起源

御輿行列に付きしたがう出しや幡、踊りや太鼓・笛などの歌舞音曲、仮装などの出し物は練り物といわれる。御輿に付くので附祭ともいわれた。「囃し、囃され」ながら御輿に付きしたがう、この練り物はしだいに華やかになり、「見せる行列」・「見られる行列」として見物人の喝采を浴びるようになる。中でも豪華な人形をしつらえた出しは注目の的となった。

出しは山車、屋台、曳山、楽車、山、鉾、笠鉾などといわれ、地域によってその名称や形態が異なっている。いずれも京都の祇園祭に見られる山と鉾が地方に伝播し、発展していったものであった。江戸時代に入ると、城下町が全国に成立するようになり、そこでの祭礼が町衆のエネルギーとあいまって華美で賑やかな祭と行列を生み出していくことになった。

出しの起源は平安時代における天皇即位の儀式たる大嘗祭の「標山」にあるといわれる。標山は神を迎えるためにつくった作り山であった。神は地上に降りる時、まず神聖な山や神木に一時的にとどまるので、人々は依代になる仮の置山をつくり迎えたのである。迎えるためには山は飾り人形などによって美しく飾り立てられた。これに車輪を付けて街中を引き回すと山車となった。

ダシの語源については鉾などの先端に付けた髯籠から出たいわれる。竹籠を編む際に籠からはみ

出た放射状の部分をダシといい、神の依代の標（しるし）から後に全体の呼称となり山車の字が宛てられるようになった。

（二）初期の出しの形態

①延享四年の「出し人数」

延享四年の行列から出しが参加するようになった。しかし、行列帳には、「出し人数」として三一人の町人の名前を書き上げているだけである。どのような形態の出しが繰り出されたのかよく分からない。

三一人の「出し人数」の町人名を町内別で見てみると、表町が荒町一人・廿三日町五人・十三日町八人・三日町七人・八日町三人・十八日町一人となっている。これに対して、裏町が廿六日町一人・六日町三人・朔日町一人・大工町一人で、圧倒的に表町の町人が多くなっている（表町二五人・裏町六人で、表町の比率は八一％）。

表町は城下の基幹的商人の住む町であることから、出しを出した町人は富裕層の商人であることが推測される。人名のうち、恐らく廿三日町三右衛門は美濃屋、三日町伊兵衛は大塚屋（のち十三日町へ移転）、同町市太郎は近江屋であろう。彼らは藩の対外交易に携わりながらしだいに財力を蓄えていった外来資本の商人たちであった。

しかし、富裕な商人と言っても、これら三一人の町人がすべて屋台付きの人形出しを参加させていたとは思われない。延享から一〇〇年たった嘉永元年でさえ、豪商クラスが持っていた人形屋台の出しは八台（ほか三台は町内持ち）にすぎなかったから、この時の出しは、たとえ人形を付けて

いたとしても、ごく規模の小さいものであったに違いない。

また「出し」といっても、天保四年以降の行列帳で知られる通り、大幡や対幡、猩々緋幡などの幡や、虎舞や風流踊子たちの芸能も「出し」に入っていたから、これらを提供した商人も「出し人数」に数えられているはずである。したがって、人形出しだけではなく、幡や芸能も「出し」のうちであったので、屋台付きの人形出しが三一あったということではない。

②　宝暦と明和の「出し人数」

延享四年の出しの内容を推測させるものとして宝暦一一年（一七六一）の行列帳と明和八年（一七七一）の行列帳がある（宝暦は昭和二九年九月三日付東奥日報「八戸祭の変遷上」・昭和二七年九月一日付デーリー東北「八戸祭の変遷下」、明和は昭和二九年九月二日付東奥日報「八戸祭の変遷上」・昭和二七年九月一日付デーリー東北「八戸祭の変遷」）。ただこの行列帳は現存しておらず、東奥日報やデーリー東北の新聞紙上に上杉修氏が発表した記事である。新聞記事であるから行列帳をそのまま掲載しているわけではないが、「出し人数」の出し物を具体的に記しているのが特徴である。

宝暦一一年行列帳では、「出し人数」として三五人の町人名と町名、およびそれぞれの出し物が記されている。三五人のうち、二人が笠鉾当番、一人が鉾、四人が幡・矢車幡・吹流幡、一人が御神楽大八車、二人が神馬となっており、これ以外の残り二五人がいわゆる人形出しとなっている。

人形出しの例では、荒町義兵衛は草刈人形、廿三日町三右衛門（美濃屋か）は真田与市、同町茂兵衛は大ぞう壱疋、十三日町伊兵衛（大塚屋か）は義経弓流、同町孫兵衛は白ひげ大明神、同町忠平は大黒ネズミ、同町九兵衛は源頼光、三日町市太郎（近江屋か）はえびす、六日町徳右衛門はぬ

ゑ、十一日町重助は月にススキ、大工町宇兵衛はえびらの梅などである。

一方、明和八年の行列帳では、出し人数として三六人を記しており、荒町喜兵衛は千利休、廿三日町三右衛門は武田信玄、同町仁兵衛は橋弁慶、十三日町伊兵衛は義経弓流、同町孫兵衛は白ひげ明神、同町忠平は鎮西八郎、同町九兵衛は源頼光、同町九内は諫鼓（かんこ）、三日町市太郎はえびす、同町弥七は月にススキ、八日町津兵衛は風流子供高砂などとなっている。

人形の題材はおおむね共通しており、各地の山車の趣向と同様、武将たちの英雄ものあり、歌舞伎・能などの演目もの、おとぎ話や七福神などのめでたい縁起もの、あるいは守り神や自然景観などとなっている。

③延享から宝暦・明和の出しの形態

宝暦や明和ではこのような出し物であったから、延享の三一人という出しも、同じよう形態の人形をつくって行列に参加していたのではなかろうか。しかしながら、延享で三一人、宝暦で三五人、明和で三六人という数はあまりにも多すぎる。

出しの数には、宝暦一一年の行列帳にあるように出し人数三五人のうち、六人が笠鉾、鉾、幡・矢車幡・吹流幡、御神楽、神馬という練り物であり、残り二五人がいわゆる人形出しであったろう。しかし、そうであっても人形出し二五人ではいたって多い。先に述べたようにこれは出しといってもごく小規模の人形出しであったと考えざるを得ない。

しかも、人形の題材は宝暦に比べて明和には大半の人形が作り替えられている。これは飾り人形は簡単に取り替えられるような簡素なものであったに違いない。

そうすれば、これらの出し人形は、江戸では、天明期頃に盛んになったといわれる、手持ち万灯（まんどう）のような形式のものではなかったろうか。

手持ち万灯は人が手で持って巡行する小型の出しで、山車の原型に当たるものとみられ、万灯の上部には人形や趣向を凝らした物が飾られた。これであれば、屋台付きに比べて製作費も高価ではないから、豪商クラスでなくても多くの商人が参加することが可能である。

あるいは京都『花洛細見図』には、竿の先に月にススキや諫鼓鳥、諸白（もろはく）の桶、将棋の駒、鳥居などの提灯の作り物を載せて練り歩いている様子が描かれているが、このようなお迎え提灯などと同じような物がこれらの人形出しと考えてよいだろう。

また笠鉾の始まりも笠の付いた長い棒を人が持って歩いたのが古い形態となる。やがて笠が大くなって飾り物が付くと何人かで担がれ、さらに人形などをあげると台車に乗せて引かれた。祇園祭に巡行される綾傘鉾（あやがさぼこ）や四条傘鉾（しじょうかさぼこ）は、このような古い形を伝えるものであった。これがやがて大型化すると山鉾（やまぼこ）に発展するようになる。

したがって、頭部に人形のような飾り物を付けた竿状の物を一人で手に持って参加したものが、延享四年当時の「出し」であったものと考えられる。

（三）出し屋台の登場

①天明三年の西町屋の出し屋台の新調

有力商人の西町屋は、天明三年（一七八三）七月に出しを持つ商人の心構えを説いている（「法霊御祭礼飾物仕出心得之事」、安永六年永歳覚日記収録）。

これには、次のようにある。

「一物屋職として「飾屋台」を末永く仕り出すことは神慮にかなう大事なことである。年々手入れや修復を怠りなく行い、年数が経てば屋台を作り替えするのは、当たり前である。ところが、数十年も同じ屋台を出し、一度も修復さえしていない不心得の者がいるのは何とも残念である。

一ほかには、数度用いて来た「古屋台」を借りて、そのまま行列に出している輩がいる。これは神前に対して恐れ入ることであり、家名にとっても恥辱となるものである。拙家では、このような屋台の貸借は一切していない。

一金銀の浪費を防ぐのは家業を全うするに当たり至極当然である。しかし、目前にかかる費用はあるのだから、祭り飾りの手入費用は厭わずに計上すべきである。

一この度、「人形三つ物」を細工して屋台を造作した。細工に当たり新規の物入りはせず、衣裳代ばかりに出費した。その結果、屋台の所持が二つになり、隔年ごとに用いることが可能となった。屋台という物は、「万人目覚めの物」なれば、数十年同じでは見苦しい。」

天明三年当時、西町屋は同じ出し屋台を数十年も使っていたが、大商人たる物屋職にとっては、これでは見苦しいから新規に人形屋台を造ることにした。そのため屋台を二台所持するようになり、隔年ごとに取り替えて祭礼行列に出すことができるようになったと述べている。また八戸の商人間では古屋台の貸借があってこれを行列に参加させていることも記されている。

さらに西町屋は屋台に乗せる「祭り飾り物」人形を安永三年（一七七四）一〇月五日付で江戸深

川一色丁の広屋新助に注文していたから（永歳覚日記）、安永年間（一七七二～八〇）中頃には、すでに西町屋は屋台一台を所持していたことになる。その後、天明三年のこの時に至り、一〇年ぶりにもう一台新調したわけである。

新調した屋台に乗せる「人形三つ物」は、江戸佐内町和泉屋高来（木）兵助を取り次ぎとして、京橋鈴木町に住む人形師鈴木新五郎に発注していた（石橋宛高来・鈴木の四通の書状）。これが「為朝の像外島人弐人」の「人形三つ物」であり、現在西町屋から八戸市博物館に寄贈された「為朝鬼ヶ島」である。出しの代金は当初見積三八両に一二両を加えて、五〇両ほどかかっていた。西町屋の出し人形は二回とも江戸に注文されていたことになる。

いずれにしても、安永年間から天明年間（一七八一～八八）にかけて、八戸では、屋台という構造物を持ち、しかも人形を乗せて運行するような出しが堂々と祭礼行列に登場していたことが知られる。

②　西町屋の担ぎ屋台の運行

天明三年の時、西町屋は出しを二台所有するようになったので、一年おきに交替させて行列に参加させようとした。ところが、天明三年秋には史上希にみる大飢饉が起きた。

藩では、天明三年から四年（一七八四）までは出し行列を禁止する措置をとったため、西町屋は出し屋台を行列に繰り出すことができず、家の前に飾って置くことしかできなかった。天明五年（一七八五）に至ってようやく行列に参加することが許された。

ところで、西町屋はその後いつまで出しを祭礼行列に参加させていたのであろうか。

天保四年以降の現存する行列帳を見ると、西町屋は出しを出場させていない。永歳覚日記によれば、寛政四年（一七九二）七月条に「御神事出し持人足拝借覚」とあるので、この時期には、出しは確かに繰り出していた。

しかし、その後、享和年間（一八〇一～〇三）に入ると、家業繁多で出しの手入れまで手が回らず、享和三年（一八〇三）には、出しの出場を見合わせたいとして藩へ願い出て許可を得た（文化三年七月条永歳覚日記）。

ところが、文化三年（一八〇六）になると、一転して藩から出しの参加を命じられた。西町屋では、数年手入れ不足のため、出し衣装や水引、さらには看板物（半被のような衣類）まで見えなくなっていたが、急きょ間に合わせて行列に加わった（同条同日記）。

これ以後、西町屋では、文政一二年（一八二九）には、出し持人足を御町より借りているので、文政末年（～一八二九）頃までは、行列に参加していたとみられる。特に文政一二年の四月には、八戸町に大火が起き、この年の祭礼行列では出し屋台を出さないことに決まっていた。だが、藩では、出し屋台が出ないと行列が成り立たないとして、西町屋の人形屋台を供を付けなくてもよいから練り出すように命じた（七月条永歳覚日記）。

出しの出場に藩がいかにかかわっていたかが知られるが、天保四年や同五年（一八三四）の行列帳、および嘉永元年以降の行列帳には、西町屋の出しの記載がない。したがって、天保初年（一八三〇～）以降からは、西町屋は出しを行列に参加をすることを取りやめたことになる。

参加中止は西町屋の経営上の問題であったのか、あるいは「出し心得」のように数十年同じ屋台

を使うことを潔しとしなかったからなのか、判然としない。さらにまた、文政二年（一八一九）からは、藩政改革が始まり、この時、西町屋は藩の御用支配人に登用されて産物方を一手に引き受けていたので、藩の役職との兼ね合いもあったのかもしれない。

西町屋の出し屋台の大きさは、持ち人足の数から言えば、六～七人から九人ぐらいの規模であった。寛政三年（一七九一）七月条永歳覚日記によれば、出し持借り人足は例年九人だが、当年は笠鉾当番のため笠鉾支配分一人多くしたとあるので、交代要員がなければ六～七人、交代要員も含めれば九人ぐらいで担いでいたらしい。

③　車引き屋台の出現

西町屋の出し屋台は人が肩に担ぐ担ぎ出しであった。出しの規模は大体持ち人足の数から言えば、六～七人から九人ぐらいの大きさであった。

それでは、いつ頃からこのような担ぎ出しのほかに、車引きの出しが八戸へは入ってきたのであろうか。

延享四年の行列帳に見える出しとは、「出し人数」が三一人と多いことから、すべて屋台付きの出しではなく、棒ないし竿の先端に人形などの細工飾りを付けて、人が簡単に持ち運ぶことのできる作り物出しであったということは前に述べた通りである。その後、天明三年には、すでに八戸の商人間では古屋台の貸借があり、かつ、この時分には、西町屋は人形屋台を二台所持していたので、この時点では、屋台という構造物を持つ出しが八戸には登場していたことが知られている。

天保年間（一八三〇～四三）に至り、天保四年の行列帳に記載されている出しは、特定の富裕な

商人の持ち物であったことから、これらは西町屋と同じような担ぎ屋台出しであったものと思われる。

しかし、いつ頃、この出し屋台が担ぎ屋台から車引きの屋台車に変わったか、あるいはいつ頃から屋台車が使われるようになったかは、はっきりしない。

文政元年（一八一八）七月一八日条八戸藩日記によれば、「法霊御神事の節、五戸親類共より屋台芸者車引を寄進致したい旨、願いの通り　河内屋荘兵衛」と見えている。これによると、河内屋は「屋台芸者車引」を寄進したい旨を藩に願い出て許可を受けているので、この時期あたりが、八戸に車を引く屋台が入った画期かと思われる。

「屋台芸者車引」とは、芸者や囃子方を載せるような舞台が付いた、いわゆる踊り屋台の形式で、車輪が付いて移動する屋台であったと思われる。文政元年の祭礼では、この屋台は城中の法霊社境内には入ることが許されず、南門から出発して城下を回るように指示されている（七月一八日条八戸藩日記）。

このことについて、遠山家日記には、「車屋台囃子方壱組」が南御門より行列に参加する記事が見えているので（文政元年七月一七日条）、間違いなく「車屋台」が八戸に登場していた。この時、遠山家の門前では、お通りもお還りも、囃子方が「一曲」を奏でたとする。遠山家では、お礼として蒸し菓子五箱を供している。

このような「屋台芸者車引」の寄進から考えると、文政年間（一八一八～二九）初期には、八戸には担ぎ屋台だけではなく、車引きの屋台も存在していたことになる。

盛岡においては、初めて車が練り物を引いたのは、文化年間（一八〇四～一七）から文政初年（一八一八～）の八幡宮祭礼であったといわれる（『内史略』第四巻所載「八幡宮神事」、小杉信夫『盛岡八幡宮祭りの山車行事』、『盛岡市史』近世期下）。しかし、文化元年（一八〇四）八月の「盛岡八幡宮境内図」には、すでに一〇台の屋台車が勢揃いしているので、文化初年（一八〇四～）には車引きがあったことになる。八戸にも、この時期から相当遠くない文政初期には、車引き屋台が登場したものであろう。

ところが、八戸では、どの商人の人形屋台が屋台車を使用していたかは分からない。西町屋の屋台は文政一二年まで出し持人足を必要としていたから、後年まで担ぎ屋台であった。西町屋の屋台は交代要員を含めて九人持ちであったので、この程度の人員を要するものが担ぎ屋台の人足数であったとみられる。担ぎ人足が九人とすれば、出しの前に三人、後ろに三人が付き、交代要員は三人であったろうか。

九人程度が担ぎ屋台であるとすれば、出し人足数の明細を記録する明治四年（一八七一）人足大図調書上帳では、河内屋は二六人、美濃屋は二四人、近江屋は二二人、石屋と古屋は一二人、長右衛門・万助は一〇人と書き上げており、廿六日町・十六日町の「丁印」は一〇人、六日町の「丁印」は九人の人足数であった。

これからいえば、一〇人規模の石屋と古屋、長右衛門・万助の出しと廿六日町・十六日町の「丁印」、六日町の「丁印」は担ぎ屋台ということになる。一方、二〇人規模であった河内屋（信玄）や近江屋（太公望）、美濃屋（神功皇后・竹内宿祢）の出しは、現存する河内屋や近江屋の屋台は

二輪形式であることから考えると、車付きの屋台車であったと推測される。重量のある屋台が車引きになるのであるから、出しの前後を引っ張ったり、押したりするために、二〇人程度の人数は必要とされたのであろう。

いずれにしても、文政年間初頭までには、八戸には確実に屋台車が入ってきていたことが知られる。

（四）笠鉾出しと八日町笠鉾

出しは、江戸時代の観念から言えば、屋台の上に人形を飾る人形出し（山車、曳山）だけではなく、笠鉾（笠鉾）も「出し」の一つであった。出しは神霊が降臨する依代が変化したものであったから、傘の上に鉾などの飾り物を持つ笠鉾も規模の大小があったとしても立派な出しであったのである。

嘉永期以降の行列帳の「出し人数」の中に三日町と八日町の笠鉾があげられているのは、このことを物語る。明治三年（一八七〇）七月二〇日条遠山家日記には、「町内印之笠ホこ」と見えており、笠鉾も町内で造られた「丁印」（明治四年人足大図調書上帳）の出しと同様の出し練り物であった。永歳覚日記には、「三日町通」とか、「八日町通」の笠鉾と見えるので、笠鉾は、本来的には、三日町以西の上町と八日町以東の下町両町が町内で資金を繋いで製作したものであったものと思われる。

笠鉾の形状は、全国的には、傘の上に鉾などの飾り物を付けた簡単な物から、屋台に柱を立てて何層かの傘をかけ、柱の先端に台座を設けてその上に人形などを飾る大型の物まであった。簡単な

物は一人で持ったが、大型になると何人かで担いだり、車輪で引いた。大型になると傘は幕に変化し、台座の周りに水引幕などを巡らすようになる。

八戸における笠鉾の登場は、享保六年の行列からすでに二本あり、延享四年と天保四年の行列帳にも、町行列の前と後に一本ずつ見えている。

しかし、注意しなければならないのは、延享と天保の町行列に見える笠鉾は、「出し人数」の中に数えられていないことである。「出し人数」の中に数えられるようになるのは、嘉永元年の行列帳以降からである。

そうすれば、嘉永期以前は規模の小さい物で、出しと言えるほどの飾り物ではなかったことになる。「町内印」の出しと言えるような規模の大きい笠鉾が登場するようになるのは、現存の行列帳では、嘉永期以後ということになる。

このこと証明するものとして、法霊御神事諸入用覚に笠鉾の修復記事がある。同覚の弘化二年（一八四五）条には、三日町と八日町の笠鉾修復代として二七貫文余（両替相場六貫八〇〇文で、約四両）が計上されており、嘉永年代（一八四八～）の直前の弘化年間（一八四四～四七）に町内印としてふさわしい出し物に作り替えたことがうかがえる。さらに同覚の嘉永六年（一八五三）条には、新規の笠鉾製作費一四五貫文余（両替相場六貫四〇〇文で、約二三両）が書き上げられている。

この新規製作に関連して、龗神社には八日町の笠鉾が所蔵されている。この収納箱には、「物屋仲間持　嘉永六年丑七月吉日」と墨書されており、同覚の製作費計上時期とぴったり合致する。こ

のことから龗神社所蔵の八日町の笠鋒は、この嘉永六年に新規に製作されたものであった。

ちなみに、この八日町笠鋒の所有者は物屋仲間である。物屋とは酒屋たちのことを指したので、この製作時期には祭礼経費を負担した酒屋仲間が所持していたことになる。ただ笠鋒は町内印や丁印といわれていることから知られるように、その始まりは「三日町通」や「八日町通」の各町内が経費を出し合って製作したものであった。

龗神社所蔵の八日町の笠鋒は、八日町の町名が刻まれた台座の上に亀が乗り、亀の背には宝珠が載せられたものである。朱色の幕も残されているので、台座の下には、幕が回されていたとみられる。台座から宝珠まで約一・五メートルあり、台座の下にも組み物があったので、担ぐと四～五メートルぐらいの高さになった。運行されると、行列の中ではひときわ目立つ物であったに違いない。

林悦二郎口述『これは巷のはなしでございあんす』によれば、この笠鋒は三日町と八日町だけに許された町内印で、蓑亀（みのがめ）と呼ばれていたという。丈が一二～三尺ぐらいで、四人で担いたといい、十一日町に居住した仏師の松橋が製作したものと伝えている。蓑亀とは緑藻類が着生して蓑をはおったように見える亀のことをいうようであるから、長寿の印などとしてめでたい縁起物であった。

いずれにしても笠鋒は、どの年代の行列帳を見ても、御町行列の先陣を切る役目を果たしており、お通りは三日町笠鋒、お還りは八日町笠鋒が先頭に立って練り歩いていた。

笠鋒持の人足については、天保一〇年（一八三九）には各一基が一〇人、明治四年では一〇人と一二人であった。これは交代要員も含めた人員であったろうから、西町屋の人形屋台の九人持ちと

ほぼ匹敵するような人数で担いでいたことになる。

（五）笹の葉踊り・しゃぎり・虎舞・風流踊り・騎馬打毬

①笹の葉踊りやしゃぎりの練り歩き

風流（ふうりゅう）とは趣向を凝らした作り物をいい、それが転じてそれらによる装飾、さらには趣向を凝らすことを意味した。具体的には踊りや囃子物などさして風流（ふりゅう）と称した。これらの趣向を凝らしたものは出しと同様、練り物といわれた。

踊りの練り物について、「守貞謾稿」（『日本風俗志』四巻）に「祇園町の妓女ども種々に扮し其所（そこ）を廻り踊る。これを練物（ねりもの）と云い、衣服等善美を尽くし、晴雨をえらばず地上に裾をひき往くなり」と見えている。

延享四年の行列帳には、すでに笛や太鼓、三味線のお囃子を奏でながら踊子たちが行列に参加していることが見えている。御輿が法霊社に帰社すると、法霊社境内においても踊り三番が奉納された。

踊子には商家の大家の男児が選ばれる慣例であった。西町屋の例では、天保四・五年（一八三四）の年は、踊子のうち二人は西町屋石橋徳右衛門の孫である政吉と文吾が出た。石橋家では、供人として踊子一人に付き奴の子供一人と付添四人、ほかに人足一人を雇って行列に参加させている（七月条永歳覚日記）。

ただ、文政一二年の行列には、徳右衛門は男の子ではなく、孫娘二人を参加させた。おたま七歳とおふく六歳である。それぞれに奴一二歳と一三歳一人、付添女一人、立傘持一人、花篭持一人、

草履取一人、ほかに人足一人を付き添いさせた（七月条永歳覚日記）。

この踊りはしゃぎりに合わせて踊ったもので、笹の葉踊とも言った。

「八戸鎮守法霊大明神縁起」によれば、笹の葉踊は武家給人衆の子供と町人の子供が演じたが、のち町人の子供ばかり出て御神事礼式の踊りになったものであるという。

笹の葉踊については、『八戸南部史稿』の延宝三年（一六七五）七月条に次のように見えている。

「笹の葉踊は古来法霊の大祭に八戸の地士の児女と商家の児女が出て、各々手毎に一枝の笹の葉を携えて商宮律（しゃきり）唄に合わせ広前で舞い踊ったので、これを笹の葉踊と称してきた。しかし、しだいに地士の児女は出なくなり、商家の児女のみとなり、後に法霊神輿が長者山へ渡輿する行列に加わり、追々世の進運に伴い、笹の葉に替えて金短冊を付けた桜の造花一枝を携え、服装は最も美を尽くし、太鼓三味線鉦横笛を合奏して舞踊した。このように毎年法霊神輿に供奉することは維新の際まで続けられた。（文　要約）

商宮律（シャキリ）唄

年を得て咲く桜花　流れも清き花をすくハん
時を得て咲く桜花　流れも清き花をすくハん
折りを得て咲く桜花　流れも清き花をすくハん」

ここで言う児女は女の子という意味ではなく、子供の意であろう。行列帳を見ると、すべて男の子が選ばれている。笹の葉に替えて桜の造花を携えて舞い踊ったとあるのは、延享四年行列帳に花踊とあるのと符合している。

踊子やお囃子の人数では、延享四年の例では、踊子八人に、笛三人、音聲（音頭）四人、三味線三人、太鼓二人であった。踊りに奏でられたのは「しゃぎり」である。しゃぎりとは三味線や笛、太鼓で演奏するお囃子である。嘉永二年（一八四九）行列帳に「シャキリ」と見え、安政六年（一八五九）行列帳では「商宮律」の漢字が当てられていた。しゃぎり踊りだったので、「踊子商宮律」（文久元年行列帳）とも記されている。

しゃぎりの稽古は、内習（うちならい）と称して毎年七月朔日・一四日・一五日の三日間、長者山境内の天王堂で行われた。弁当を食しながら一日中練習するのが恒例であった（法霊御神事諸入用覚など）。

しゃぎりは祭礼のお囃子として全国的に分布しているが、八戸町では、残念ながら明治以降廃れて伝わっておらず、現在南部地方では唯一南部町剣吉に残っている。三戸町でも江戸時代には囃されていたようであり、文政九年（一八二六）の前掲「太神宮祭礼行列の事」に「しゃぎり　麻上下七人」と見えている。現在、龗神社の努力により再現されて三社大祭に参加をみるようになった。

②　虎舞と派手な風流踊りの演出

虎舞は文政三年（一八二〇）から鮫村の虎舞として行列に加わった（八戸藩勘定所日記、法霊御神事諸入用覚）。当初は一〇年間の期限付きとされていたが、これ以後途切れなく行列に参加した。

この芸能は、ささらを持った道化役が虎の衣装をかぶった役者に対して面白おかしく立ちまわり、笑いを誘うものである。虎舞は太平洋の海岸部に多く存在しているので、八戸には、回船の入津する鮫地方にいち早く伝播したものであろう。

鮫と湊の踊子は「風流踊」とも記されている。風流（ふりゅう）とは趣向を凝らした意匠をいうので、花笠な

どをかぶり、そろいの衣装で着飾った大勢の踊りであったと思われる。

湊踊子の行列参加は、虎舞と同様、文政三年が始まりである（同日記、同諸入用覚）。この時、鮫虎舞と一緒に弁当料として参加料一四貫文が神事支配人から提供されている。しかし、法霊御神事諸入用覚によれば、虎舞にはこれ以降も毎年経費が支出されていたが、踊子には出されていない。文政三年の遠山家日記によれば、湊踊りは「鹿島踊」であった。

鮫踊子の参加については、文政一〇年（一八二七）遠山家日記には、「鮫湊売女共」二組が行列のお供に参加し、祭礼中日には長者山で鮫湊の女子踊が行われていると記されている（七月二〇日条）。この時、湊のほかに鮫の踊子が初めて行列に参加したらしい。

文政一〇年の行列では、湊は踊子一〇人で、お通り時には花笠踊を行い、鮫は踊子七人で、お通り時は鑓（やり）踊り、お還り時にはお面をかぶっての行列であった（七月九日条八戸藩勘定所日記）。趣向を凝らしたお面をかぶる仮装も練り物の一つであったのである。

湊の行列には、踊子以外に三味線五人、太皷四人をはじめ、鉄棒引二人もおり、太皷持二人、道具持四人、屋台持八人、乙名世話人四人、若者四人、踊師匠一人、踊子付添人一〇人の合計四四人が付きしたがっていた。

屋台持がいたから踊りやお囃子が演じられるような屋台も出たのであろう。ただこの屋台は持ち人数が少ないので、江戸で底抜け屋台といわれるものであったかもしれない。底抜け屋台は人が担いで移動するもので、底（床）がなく、天幕を張った中を歩きながらお囃子などを行った。

鮫踊子の方は、踊子以外に三味線五人、太皷三人に太皷持二人、道具持一人、踊子供人一〇人、

同付添人一八人、乙名二人、世話人五人の合計五六人が行列を組んだ（同条八戸藩勘定所日記）。両方の行列で一〇〇人を超える人数となり、これで町中を踊り歩いた。

この時点では鮫からは屋台が出ていなかったが、その後、鮫からも屋台が出るようになった。万延元年（一八六〇）七月、鮫村小宿（船乗り宿）より数年使ってきた屋台が大破したのでその補修費用にあてたいとして、踊子の支度金とともに一七両を拝借したいとの願書が出されている（同年七月一二日条八戸藩勘定所日記）。先年、踊子たちの単衣（ひとえ）物を江戸へ注文する際にも拝借していたから、踊子の衣装は江戸で誂えた格別派手なものであったに違いない。

湊鮫の踊子のうち、鮫の踊子たちは長者山において通輿二〇日と中日二一日の両日に昼夜の踊り芝居を演じて評判を呼んだ。立ち見席は八文、筵（むしろ）席は一二文であった（文政一〇年七月一九日条八戸藩勘定所日記）。

鮫と湊の踊り手については、鮫踊子は「鮫湊売女共」（遠山家日記）であったり、湊踊子は「湊小宿」（文政三年七月一二日条八戸藩勘定所日記）の踊子であったので、これらの風流踊は回船の客でにぎわいをみせた鮫や湊の芸者たちの踊りであった。

文政三年、ないし同一〇年のこの時期に、芸者商売の者が新たに参加をみたことは、祭礼行列が一つの華やかな興行ショーへと転換したことを示す。

③ 騎馬打毬の参加

天保四年行列帳には、一〇騎の打毬騎士が加わっている。騎馬打毬（きばだきゅう）は文政一〇年七月に新羅神社の新築落成を祝って奉納行事として始められたものである。

騎馬打毬は白、赤の二組に分かれた四人の騎士が毬杖によって毬をすくって毬門（ゴールポスト）に投げ込み、毬数の多い少ないで勝ち負けを決める競技である。文政一二年七月二一日の打毬興行では、三番勝負が行われ、一番は赤組の勝ち、二番は引き分け、三番は白組の勝ちであった。勝ち組の紫波速人たちは紅白の水引を結んだ扇子三本を褒美でいただいている。

現存する行列帳では、天保四年のみだけが打毬騎士を記載しており、他には記されていない。しかしながら、文政一二年のお還り行列には、打毬一〇騎がお供に加わっていることが、八戸藩用人所日記に見えるので、行列帳の記載がなくても、打毬騎士は行列に参加していたとみられる。打毬の興行自体も文政一〇年以降、毎年の祭礼に開催されていた。

④ 猩々緋幡や船印・大漁旗の登場

安政元年行列帳では、行列の先頭に獅子太神楽が入り、御輿の先陣にある竜頭御幡の前には、深紅色の猩々緋（しょうじょうひ）幡が立った。御広間太鼓の次に並ぶ二番寄進旗の脇には、安政四年（一八五七）から順栄丸・小宝丸・八幡丸・久吉丸・長寿丸といった御手船（藩船）の船印が掲げられ、文久元年（一八六一）には、湊・鮫・白銀の漁師幡も加わった。さらに、町行列には、大幡一流と猩々緋大幡二流が立ち、嘉永五年（一八五二）には、もう一流の猩々緋大幡が付け加わった。

こうして嘉永年代以降は、深紅の猩々緋幡や青色と黄色の竜頭御幡、これに昇り幡の花色御幡と白色御幡、流れ幡の赤御幡や五色御吹流が続き、さらに黒・赤・白の三色の竜頭御幡などが彩り豊かに立ち並び、行列が一層豪華に華やいだ。

町行列の大幡や猩々緋大幡は商人共が連名（のち個人も）で天保一四年（一八四三）に奉納した

ものであり（文政一〇年法霊社日記）、嘉永元年以降、行列の先頭を歩く獅子太神楽は、廿六日町若者仲間が運行したものであった。

安政元年行列帳の幡などの奉納者は、大幡の三流は大塚屋市兵衛と大工町・寺横丁と六日町吉助、猩々緋大幡の三流は板屋太郎兵衛と野田屋徳兵衛・十一屋小兵衛・松屋長助・井筒屋八郎兵衛、さらに大坂屋市兵衛・古屋清七・和泉屋吉兵衛・三春屋新助・岩屋徳兵衛・吉田屋豊作、対幡の一流は十一日町・下大工町、ほかに熊野屋嘉八郎が剣御幣を奉納していた。

天保一四年「猩々緋御幡順番帳」によれば、一人で寄進した板屋を除くと、商人たちが「奉納仲間」をつくって幡や幡台の製作、看板衣装、諸道具、および上下（かみしも）着や人足雇い代の経費を分担している。商人名を見ると、木綿商人たちがつくったもののようである。

安政のこの時期に至ると、商人たちの奉納物や町内の練り物が一層増加をみるようになっていた。また、船印や大漁旗が加わったことは、神事行列に海上安全と大漁祈願の願いも込められるようになり、海陸挙げての全領内的祭礼行列へと向かうこととなる。

第三章　多彩な出し飾り人形

きらびやかな装飾で出しが埋め尽くされると、出しは祭礼行列の中心となった。なかでも出しにしつらえた人形は衆人の目を釘付けにした。一年に一回だけの祭礼時の公開であったので、人々の

関心はいきおい人形に向かうことになる。

法霊祭礼の行列帳に出し人形の名前と出し所有者がはっきりと書かれるようになるのは、天保四年（一八三三）以降の行列帳からである。出し人形が明確であるということは、延享四年（一七四七）の行列帳のような棒の上に簡単な人形を付けて持ち歩く出しではなく、本格的に造作した人形を屋台の上に乗せる出しであったことを意味しよう。

天保四年以降の出しを年代別に変遷状況を整理すると、**表二**のようになる。人形出しを行列に参加させているのは、いずれも八戸城下の有力商人たちである。これに町内の出しがしだいに付け加えられて祭礼行列が運営されるようになった。

一　出し人形の年代別変遷

（一）天保四年の出し人形

天保四年の出し人形は、信玄が橋本八重郎、僧正坊（しょうぼう）が八日町市十郎、真田左衛門佐（さえもんのすけ）が惣門丁権太、関羽（かんう）は廿三日町利兵衛と又次郎、弁慶（べんけい）が十三日町善吉と八日町与七、式三番叟（しきさんばそう）が十三日町太郎兵衛と廿三日町善八によって出された。これに青龍刀（せいりゅうとう）の朔日町、金平（きんぴら）の六日町、草苅山王（くさかりさんのう）の廿六日町と十六日町が加わり、九台の出しが参加した。

このうち商人持ちの出しは六台（うち個人持ち三台、共同持ち三台）、町内持ちの出しは三台だったので、合計九台となる。

表二　出し飾り人形の年代別表

山車名＼年代		天保四年一八三三	嘉永元年一八四八	安政元（嘉永七）年一八五四	安政六年一八五九	慶応元年一八六五	明治二年一八六九
信玄	所有者	橋本八重郎	河内屋八郎兵衛	河内屋八郎兵衛	河内屋八郎兵衛	河内屋八郎兵衛	河内屋八郎兵衛
太公望	所有者		近江屋市太郎	近江屋市太郎	近江屋市太郎	近江屋市太郎	近江屋市太郎
神功皇后 竹内宿祢	所有者		美濃屋又治郎	美濃屋宗七郎	美濃屋宗七郎	美濃屋宗七郎	美濃屋宗七郎
僧正坊	所有者	八日町　市十郎	六日町　石屋平七				
真田左衛門佐	所有者	総門丁　権太	若狭屋善八 十一屋直吉				
布袋	所有者			石屋平七	石屋平七	石屋平七	石屋平七
恵比寿	所有者			古屋浅吉	古屋浅吉		古屋浅吉
関羽	所有者	廿三日町　利兵衛 又次郎	種屋伝右衛門	若狭屋善八	六日町	六日町	六日町
弁慶	所有者	十三日町　善吉 八日町　与七	三日町　能登屋長右衛門 十三日町　中居屋万助	能登屋長右衛門 中居屋万助	能登屋長右衛門 中居屋万助	能登屋長右衛門 中居屋万助	能登屋長右衛門 中居屋万助
式三番叟	所有者	十三日町　太郎兵衛 廿三日町　善八	板屋太郎兵衛				
青龍刀	所有者	朔日町	朔日町	朔日町	朔日町		
金平	所有者	六日町	六日町	六日町			
草苅山王	所有者	廿六日町 十六日町	廿六日町 十六日町	廿六日町 十六日町	廿六日町 十六日町	廿六日町 十六日町	廿六日町 十六日町
計		九	一一	一〇	九	七	八

出典　天保四・嘉永元年は龗神社所蔵「法霊御神事行列」、他は八戸市立図書館所蔵新羅神社文書「法霊御神事行列帳」

商人のうち、個人持ちの惣門丁権太と八日町市十郎の来歴は分からないが、橋本は河内屋である。共同持ちの廿三日町又次郎は美濃屋、十三日町太郎兵衛は板屋であろうが、この時点では、商人の個人持ちと共同持ちはほぼ同数であり、どちらかというと共同持ちの方が目立っていた。

一方、町内持ちの出しは、朔日町、六日町、廿六日町・十六日町といった裏町で出している。出しづくりは町内の結束や共同体の自治的機能を発達させることにつながっていくことになる。

裏町は表町と違って資力のある大商人がいなかったから、町内で金銭を繋いで出しを仕立てていた。この時に出車しているということは、町共同体の自治的機能発達の胎動が、すでに裏町でもこの天保期に始まっていたということになろう。

この町内出しがやがて「丁印」（明治四年人足大図調書上帳）とか、「町印」（明治三年遠山家日記）と呼ばれるようになり、祭礼における町の結束の象徴を示すことになる。全体としてみれば、八戸の総町の町人勢力が伸張してきたことを示す一指標として注目されよう。

ところで、朔日町の青龍刀は、この年以後の御町行列では、たいてい先頭にきている。先頭にくる理由ははっきりしないが、何も町内仕立ての出しであったからではないようである。京都の祇園祭では、疫病邪悪をはらう長刀鉾（なぎなたぼこ）が山鉾の先頭を行く慣例になっているので、八戸も青龍の刀だからそうなのであろうか。

別の見方をすれば、この出しはほかの人形出しと形態が違い、青龍刀を上部に乗せた簡素な担ぎ出しであったので、本格的な人形出しの前を先導する一種の露払い的なものではなかったかと推測される。そうであれば、ほかの八台の出しは人形を屋台に乗せた本格的な出しとなろう。

朔日町の青龍刀は、文政四年（一八二一）には、すでに行列に加わっているので（遠山家日記）、これが登場するのはもっと以前にさかのぼることになる。

（二）嘉永元年の出し人形

嘉永元年（一八四八）の人形は、信玄が河内屋八郎兵衛、僧正坊が石屋平七、関羽が種屋伝右衛門、式三番叟が板屋太郎兵衛、真田左衛門佐が若狭屋善八と十一屋直吉、弁慶が能登屋長右衛門と中居屋万助の六台に、近江屋市太郎が太公望（たいこうぼう）、美濃屋又治郎が神功皇后（じんぐうこうごう）と竹内宿祢（たけのうちのすくね）の二台を新しく出した。

商人持ちの出しが八台、うち個人持ちが六台、共同持ちが二台である。これに朔日町の青龍刀、六日町の金平、廿六日町・十六日町の草苅山王の町内持ちの出し三台を加えて、全部で一一台となった。屋台付きの人形出しの数としては、この時期が最大数となる。

しかし、天保期の出しの持ち主と比べると、嘉永期は持ち主の交代が頻繁にあり、しだいに特定商人の個人持ちに固定化してきている。天保四年には、関羽と式三番叟の出しは共同所有であったが、嘉永元年（一八四八）には、関羽は種屋伝右衛門が譲り受け、式三番叟は板屋太郎兵衛が譲られている。惣門丁権太持ちの真田左衛門佐は、嘉永元年には、若狭屋善八と十一屋直吉の共有となっていたが、嘉永二年（一八四九）以後は若狭屋の個人持ちとなっている。弁慶は天保四年の十三日町善吉と八日町与七との共同持ちから、嘉永元年には、能登屋長右衛門と中居屋万助両者へ譲られている。

さらに、個人持ちの中でも、表町以外の商人も出しを出車するようになっていた。六日町に住む

石屋平七は、嘉永元年には僧正坊を譲られ、嘉永五年（一八五二）には、さらに布袋に取り替えて出している。

天保期までは、出し持ち商人は表町商人の独壇場であったが、この時期には、裏町からも出し持ち商人が生まれたのが新しい傾向といえる。

（三）安政元年から明治二年の出し人形

安政元年（嘉永七年・一八五四）の人形には、信玄が河内屋、太公望が近江屋、神功皇后と竹内宿祢が美濃屋宗七郎、関羽は若狭屋善八、弁慶は能登屋と中居屋の五台のほかに、前々年からの石屋平七の布袋（ほてい）と、この年初めての古屋浅吉の恵比寿（えびす）の二台が新しく出た。

商人持ちの出しが七台、うち個人持ちが六台、共同持ちが一台となっている。さらに、町内の青龍刀・金平・草苅山王の三台を加えると、一〇台となった。僧正坊、真田左衛門佐、式三番双の三台はなくなった。

安政六年（一八五九）になると、商人持ちの出しは信玄、太公望、神功皇后と竹内宿祢、布袋、恵比寿、弁慶の六台となった。町内持ちの出しは青龍刀、草苅山王に、これに万右衛門から六日町へ譲られた関羽が加えられて三台となった。従来、六日町で所持していた金平はなくなっている。出しは全部で九台となり、商人持ちの出しは六台、うち個人持ちが五台、共同持ちは弁慶の一台となっている。安政年間（一八五四～五九）以降は、商人個人持ちの出しが多くなっていた。

慶応元年（一八六五）では、商人持ちの信玄・太公望・神功皇后と竹内宿祢・布袋・弁慶の五台に、町内持ちの関羽・草苅山王の二台を加えて七台があった。古屋浅吉の恵比寿と朔日町の青龍刀

はこの年には見えない。

出し所有の変動が多いのが、幕末のこの時期の特徴である。

嘉永五年に僧正坊と式三番双、安政元年に真田、安政六年に金平が行列帳から見えなくなっており、代わって嘉永五年には、石屋平七が布袋を出し、安政元年には、古屋浅吉が恵比寿を新規に繰り出している。さらにまた、慶応元年には、青龍刀と恵比寿がなくなっている。

明治二年（一八六九）は、慶応元年の七台に古屋浅吉が恵比寿を復活して八台となった。出しの所有者が何度も代わっているが、明治まで維持されたのは河内屋の信玄、近江屋の太公望、美濃屋の神功皇后と竹内宿祢、能登屋・中居屋の弁慶、石屋の布袋、古屋の恵比寿の六台に、六日町の関羽と廿六日町・十六日町の草苅山王の二台、合わせて八台である。

嘉永から明治にかけての時期には、出しの出車は所有者を替えながら、しだいに特定の有力商人に絞られる一方、六日町と廿六日町・十六日町の町内は裏町でありながら引き続き出しを維持していた。その後、両町の出しは「丁印」・「町印」といわれるようになり、町内を統合するシンボル的出しとなった。

現在、藩政時代の人形出しと屋台が揃って残っているのは、河内屋の武田信玄と近江屋の太公望のみで、これらは屋台車とともに龗神社に収蔵展示されている。

二　出し人形の趣向

法霊祭礼行列に登場する出し人形には、さまざまな趣向が凝らされている。

人形の主題は、一般的には、剛勇や瑞運（ずいうん）、福寿、異国・異人の世界をテーマとしたものが多い。信玄や左衛門佐、関羽のような日本や中国の勇猛な武将があり、神功皇后や弁慶、牛若丸の僧正坊のような英雄伝説、式三番双や金平、草苅山王のような能や浄瑠璃・歌舞伎の題材が取り入れられたり、後には、太公望のような中国の故実、布袋・恵比寿・福禄寿（ふくろくじゅ）などの七福神なども好かれていた。

ちなみに各人形の主な題材について触れておく。

信玄は戦国武将を代表する武田信玄、左衛門佐は大坂の陣で豊臣方で活躍した真田幸村、関羽は三国志で武勇を誇った中国の将軍、神功皇后と竹内宿祢は朝鮮に渡海した勇敢な皇后とその重臣、僧正坊は義経に剣術を教えた鞍馬山の天狗、式三番双は黒い面を付けて三番目に舞う翁（おきな）舞、金平は勇猛で知られた坂田金時（金太郎）の子、草苅山王は身をやつして笛を吹き姫を迎える草刈りの童（わらべ）、太公望は釣りでの出会いから周王の太公に望まれた軍師である。

江戸の神田祭や山王祭の「御祭礼番附」などを見ると、同じような趣向の人形が出ているので、八戸の人形も江戸の流行を敏感に反映したものであった。

出し人形は大勢の衆人が鑑賞する物なので、当代一流の技術工芸者が集まる江戸や京都から買い入れることが多かった。

西町屋は安永三年（一七七四）一〇月に祭り用の「人形頭」を江戸から購入し（一〇月五日条永歳覚日記）、さらに天明三年（一七八三）頃には、出し人形として為朝鬼ヶ島の人形三組を江戸から買い入れている（石橋宛書状、西町屋文書。為朝鬼ヶ島の人形は八戸市博物館に現存）。

近江屋所持の太公望は、墨書銘によれば、文化九年（一八一二）五月に京都の面師伊藤道明が製作し、松屋清左衛門の取り次ぎによって移入したものであった（『八戸三社大祭文化財調査報告書』）。ただ太公望の人形は文化九年の製作にもかかわらず、天保四年と同五年（一八三四）の行列帳には、その名前が出てこない。現存する行列帳では、嘉永元年から初めて登場しており、それ以前の天保期の行列帳にはなぜ出てこないのか、理由は分からない。時間や人手を経て八戸に渡来したものであろうが、近江屋の財力から言えば、文化九年の時点で直接京都から八戸にもたらされたものと考えられる。そうであれば、その時以来行列に参加していいはずであるが、天保の行列帳には記されていない。

一方、龗神社に現存する武田信玄については、墨書銘が記録されておらず、製作年代や由来が不詳である。しかし、天保四年には河内屋が信玄を行列に出しているので、これも西町屋や近江屋と同じく江戸か京都から買い入れたものであったろう。

ところで、関羽人形は人気が高かった。中国史上の一代英雄にふさわしい剛毅な造形であったろうから、持ち主が頻繁に変動しながらも、廃藩以後も六日町の出しとして存続した。関羽人形の持ち主は、天保四年には廿三日町利兵衛と又次郎が所持し、同五年には十三日町嘉八と同浅吉へ受け継がれ、嘉永元年には種屋伝右衛門に代わった。その後、嘉永四年（一八五一）からは古屋浅吉の

所有となり、さらに安政元年に若狭屋善八が受け継ぎ、そして安政三年（一八五六）には吉田万右衛門の所有となり、安政六年からはようやく六日町の手に渡るという経過をたどっている。

第四章　祭礼経費と負担の組織化

一　神事行列経費と藩の負担

法霊御神事行列は神事行列の部分と町行列の部分から構成されている。神事行列は御輿行列とそれを供奉する山伏たる常泉院行列からなる。この神事行列の経費は「御領内総鎮守」という法霊社の位置づけから、基本的には、藩の助成によって賄われていた。これに対して町行列は八戸町民が負担するのが原則であった。

法霊社神事日記などによると、祭礼が近づく七月朔日になると、例年「御神事御渡物」が法霊社別当より藩へ書き上げられ、藩からその品々が渡された。文政五年（一八二二）の例では、御蔵米・味噌の賄い代、神前に使用するろうそくの現物、神前入用銭、および行列に供奉する山伏の経費代が支給されている。ほかに法霊別当と神楽を奉納する山伏に米・味噌の賄い代が渡された。神事用品で修理が必要な物があれば、修理費が給与された。

文政五年の「法霊御祭礼例年御渡物覚」（『法霊社神事日記』）によれば、別当法善院は、御蔵米

（壱駄片馬）・御味噌（八貫八五六匁）・御ろうそく（五〇挺、但し一三匁掛）・同（一〇〇挺、但し一〇〇文に付四〇文）・銭一貫六〇〇文（神前入方）・同一貫文（山伏共へ給与）・荒菰（一〇枚）・御神酒（一升、但し時相場）を例年通り藩へ書き上げている。

御神馬御入方としては、東山紙（三帖）・杉原紙（二〇枚）・元結（一繰、但し二一回し）・縒縄（五〇尋）・銭二〇〇文（御神馬代）、破損書上では、御挑灯（一四張のうち三張損傷）の破損を書き上げ、右諸品と銭二貫九八八文を受け取っている。

祭礼行列は雨が降ったり、藩主の家族が死去した場合は延期された。延期されたときは、行列に参加するために集まった山伏の賄い経費や日和乞の祈祷料は別途支給された。

文化一三年（一八一六）の御子様死去の際には、七月一九日から八月朔日まで延引されたが、この時は、神楽舞の山伏と別当供まわり三四人分が、一日三度の炊き出しの勘定で米・味噌・春木（薪）・豆腐代の賄い経費が支給されている。文政三年（一八二〇）の雨天延引の場合は、日和乞祈祷代として入方二貫文が渡されているほか、別当や山伏へ白米・味噌・春木・豆腐代三四人分の金銭が渡された。ほかにも延引分の夜の灯明代として水油やろうそくが供与されている。境内などの敷物に使われる薄縁も祭礼時には貸与された。

しかし、これらの藩の神事経費助成は町人たちの行列経費の負担に比べると、それほど大きな金額ではなかったといってよい。

二　町行列経費の町負担

御輿行列の後ろにしたがう町行列の費用は町で負担した。しかし、町行列以外でも、祭礼行列における寺社町奉行の弁当賄い代をはじめ、町内から参加した笠鋒や太神楽などの修理費とその衣装代、さらに幡持や笠鋒人足、押奉行などの供まわりの人足費用など、行列の運行経費は町側に負担が求められていた。

祭礼費をはじめ町における共同体の経費は、町民の支出によって賄われた。八戸城下の町政は庄屋二人が担い、その下には町内を取り仕切る乙名が各町内に数人おり、彼らによって共同体経費は町入用費として徴収される仕組みとなっていた。基本的には、町屋敷を持つ家持ち町人から間口の大きさに応じて徴収された。

徴収される町入用費は、藩政時代中頃の史料である寛延二年（一七四九）「御町諸繋銭定之事」（永歳目安録）によれば、火祭銭、人形祭銭、蝋燭銭、使番給銭、火見楼（櫓）銭、中見世（店）賃、宗門改め銭、両庄屋多足（補助）銭、両小走給銭があった。

このうち、火祭・人形祭・蝋燭銭は総町に課され、使番給銭は本（表）町ばかりに、火見楼銭は本町と裏町（寺横丁・大工町・鍛冶丁は除外）に、中見世（店）賃は市立する本町ばかりに賦課され、それぞれ小間（屋敷地）一間当たりで繋銭が徴収された。他の宗門改め銭は各町民一人ずつに課され、両庄屋多足銭と両小走給銭は御町酒屋共のみに賦課されていた。

この町入用費には、法霊祭礼の費用項目が見えない。しかし、法霊祭礼は町人たちの願いから始

まったものであり、八戸町挙げての祭礼であったことを考えると、総町が金銭を負担した人形祭が法霊祭礼のことではないだろうか。人形祭は一間に付き一文当たりで、八戸町の全部の家屋敷から徴収されていた。

さらにまた、「御町諸繋銭定之事」は、「人形祭・火祭の義は古来よりありきたり候吉例に御座候」と述べ、八戸町の古来からの「吉例」の祭りであったとする。火祭は夜の祭りであろうから、古来からの「吉例」の祭りとして総町が負担するほどの人形祭とは、領内を鎮護する法霊社のほかは考えづらい。

もっとも人形祭と法霊祭礼とは言葉が違うともいえるが、前掲宝暦一一年（一七六一）の法霊御神事行列帳（東奥日報掲載）には、二五を数える人形が見えており、この行列に繰り出した人形だけに注目すれば、祭礼行列そのものは人形祭であったといえた。

宝暦年間（一七五一～六三）頃に、人形祭があり、町入用費として総町が負担した祭りが行われていたが、その後、町入用費はどのようであったかは分からない。いずれにしても町民から徴収された町入用費の中で、法霊祭礼も運営されていたことには間違いない。

ところが、祭礼の規模が大きくなり、練り物に屋台を持つ出しや踊子などが加わって、行列の規模が拡大するようになると、総町に課せられた経費だけでは賄えなくなった。そこで、祭礼時には、特別に城下の有力商人へ祭礼経費の割り付けが行われる仕組みが出来上がったようである。

いつから城下の有力商人が祭礼費用を負担するようになったかは、分かっていない。しかし、祭礼費用の帳簿である法霊御神事諸入用覚は、文化八年（一八一一）の書き始めから、城下の有力商

人たる酒屋たちが祭礼経費を負担していることを記しているので、文化八年頃に負担の仕組みが出来上がったものと考えられる。

それはとりもなおさず八戸の祭礼行列が規模を拡大したことに相応した方式であった。有力商人が負担したとしても、町側が経費負担していることには変わりがない。

祭礼経費を負担した酒屋は、一般的に物屋と称されていたようである。藩政時代の酒屋と言えば、普通は清酒を醸造する造酒屋を指し、濁酒を醸造する濁酒屋とは、同じ酒屋であっても、区別されていた。また、酒の販売のみをする酒屋は引酒屋（ひきざけ）、あるいは揚げ屋と称して、これも区別されていた。

したがって、祭礼費用を負担していた酒屋は造酒屋であり、造酒屋は問屋仲間たる酒屋仲間をつくって営業していたので、この酒屋仲間たちが祭礼経費、すなわちその大半を占める行列経費を分担していたことになる。経費の具体的按分や徴収については、酒屋仲間たちが年番を決めて仲間内から神事支配人を選び、神事支配人に行わせていた。

三　神事支配人の仕事と人員

酒屋仲間たちから選ばれた神事支配人は祭礼経費の按分をしたり、経費を徴収する仕事をしたが、祭礼行列の準備や行列運行の指揮なども祭礼業務として執り行っていた。

神事支配人の職掌を、詳しくいえば、行列の順序や参加人数の確認、祭礼中の弁当数や出人足数

の算定とその経費算出、経費の負担割合の決定と徴収、幡などの祭礼用具の保管依頼や修理の指示、用具・衣装の新規購入、笹の葉踊の練習期日の指示、行列進行を合図する拍子木打ち、などといった行列運営の細事にわたっていた（法霊御神事諸入用覚や永歳覚日記など参考）。

神事支配人の人数は、時代によって異なるが、およそ三人から五人となっていた。

藩政中期の宝暦六年（一七五六）の凶作の時には一時三人となっていたが、延享元年（一七四四）から明和三年（一七六六）までの二二年間は、五人がその任に就いていた。その後、明和四年（一七六七）から寛政四年（一七九二）までは四人となり、翌寛政五年（一七九三）からは、酒仲間が増員したことにより寛政一〇年（一七九八）までは三人に減じられている（「法霊御神事支配当番之事」永歳目安録）。

藩政後期に至ると、文化一三年（一八一六）の三人という例外もあるが、文化九年（一八一二）から文政六年（一八二三）までは、四人が就任しており、文政七年（一八二四）から明治七年（一八七四）までは、天保八年（一八三七）の四人を除くと、三人がその任に当たっていた（法霊御神事諸入用覚）。

神事支配人にはどのような商人が選ばれていたのだろうか。

「法霊御神事支配当番之事」（法霊御神事諸入用覚）によれば、延享元年（一七四四）は荒町忠治郎・廿三日町三右衛門・十三日町忠兵衛・同町清兵衛・大工町宇兵衛の五人、明和四年（一七六七）は十三日町伊兵衛・八日町孫兵衛・同町庄治郎・十八日町吉右衛門の四人、寛政五年（一七九三）は大坂屋吉右衛門・美濃屋三右衛門・河内屋八右衛門の三人、文化九年は松橋半兵

衛・美濃屋三右衛門・和泉屋伝蔵・淡路屋万吉の四人、文政七年は中居屋重右衛門・枡屋安右衛門・浪岡屋新助の三人、天保八年は石橋文蔵・若狭屋善八・伊勢屋茂右衛門・大丸屋善兵衛の四人であった。いずれも八戸を代表する商人であったといえる。

四　祭礼経費の年代的推移

（一）文化八年から明治七年までの諸入用費

法霊御神事諸入用覚には、文化八年（一八一一）から明治七年（一八七四）までの祭事の諸入用費が記されている。その諸入用費の負担割合を見ると、その特徴的動向は次のような①～④の四時期に区分される。

①　文化八年から天保三年までの時期

この時期は、造酒屋たる酒屋が経費を仲間同士で均等割に負担していた。「天保の七年飢渇」が天保三年（一八三二）から始まるが、ちょうどこれが始まる前に相当する時期である。

文政三年（一八二〇）を例とすると、内習弁当賄代、祭事用具の損料など合計七三貫五一四文の経費が、九軒の酒屋によって均等に分担されている。経費を分担した酒屋は、①西町屋徳右衛門、②河内屋八十郎、③大塚屋市兵衛、④中居屋重右衛門、⑤新保屋儀右衛門、⑥大黒屋利吉、⑦飛騨屋与次兵衛、⑧浪岡屋新助、⑨湯浅屋孫兵衛である。一軒当たりの負担額は八貫一六八文となる（天保二年の両替相場一両＝六貫七〇〇文の換算で一・二両の負担）。

この経費はそれほど多い金額ではない。しかし、酒屋仲間たちは出しを参加させていることが多く、出しは購入費や制作費がかかるほか、出車すると人形や屋台などの維持補修の経費をみなければならないし、それとともに出し持人足の手間賃なども負担しなければならなかった。また、笹の葉踊をする踊子の付添人の手間賃も同様であった。そうすると、酒屋一軒では、酒屋仲間の均等割以上の負担を強いられていたことになる。

この文政三年からの祭礼行列には、鮫の虎舞と湊踊子が初めて参加した。この仕度料として一四貫文が経費に計上されている。

②　天保四年から天保一一年までの時期

七年飢饉が続き、酒屋だけでは、経費を賄いきれないために、質屋、引酒屋、糀屋（こうじや）、濁酒屋にも経費の分担が行われた時期である。場合によっては、御調役所（おととのえ）も補助することがあった。例えば、天保四年（一八三三）の場合は、五二貫九九三文の経費を質屋兼業の造酒屋三軒が三割、引酒屋・糀屋・濁酒屋一九軒が七割を分担した。酒屋仲間は凶作で米が穫れずに酒造りがままならない上に、窮乏している村々の救済までも藩より割り当てられていたので（天保一〇年二月条永歳覚日記）、酒屋仲間内だけで祭礼費用を拠出するのが難しかったのである。

天保九年（一八三八）を例にすれば、諸入用費総計六五貫六九九文のうち、八割は質屋兼業の造酒屋七軒が均等負担し、残り二割は濁酒屋六軒が分担した。前者の質屋兼造酒屋では、造酒屋（清酒屋）が、①近江屋村井市太郎、②大塚屋市兵衛、③美濃屋亦次郎、④種屋伝右衛門、これに質酒屋の⑤西町屋石橋文蔵、質屋の⑥河内屋八右衛門、⑦若狭屋善八が加わった。後者の濁酒屋は、①

石橋善兵衛、②十一屋小右衛門、③加賀屋徳治郎、④中居屋重右衛門、⑤伊勢屋茂右衛門、⑥河内屋八右衛門（休箒中）である。造酒屋一軒当たりの割り付けは七貫三二二文であった。天保六年（一八三五）の両替相場（一両＝六貫六〇〇文）では、一・一両の負担となる。

天保九年の祭礼実施に当たっては、凶作が続いているため、庄屋は「御減御略ニ相成」（法霊御神事諸入用覚）る方法で質素に行列を実施することにした。そこで、行列に出役する幡持などの人足を大幅に削減した。お通りとお還りで一日一五七人に減らし、二日間で三一四人に抑えた。前年の天保八年が一日二五九人、総経費が一〇九貫一三二文であったから、四〇パーセントの人員と経費をこの年に節減したことになる。

③ 天保一二年から嘉永二年までの時期

この時期は、町の造酒屋と藩の御調役所が経費を折半した。御調役所とは国産物を領内から買い入れて江戸などの領外に売却する藩の産物会所である。文政二年（一八一九）の藩政改革以来、藩の産物仕法によって余剰金が生まれ、弘化元年（一八四四）には、囲金（かこい）（蓄え金）が三万両に及んだから、このような経済的余裕が藩の助成を行わしめたものであろう。

弘化二年（一八四五）の例では、総経費一八五貫三三文を町の造酒屋が五割負担し、残り五割は御調役所が負担した。具体的な酒屋仲間名が記入されていないが、翌弘化三年（一八四六）は仲間六軒半で分担している。仲間六軒とは、①西町屋②河内屋③近江屋④美濃屋⑤大丸屋⑥種屋であり、半軒は休業中の若狭屋で、若狭屋は半分だけ負担していた。

弘化二年の経費は一八五貫余を数えたが、前年の経費一四一貫余や翌弘化三年の一四八貫余と比

べると、通常よりも経費が増加している。経費増加の理由は、三日町と八日町の笠鉾修繕費が計上されたことによる。

④ 嘉永三年から明治七年までの時期

この時期はおおむね明治期を境に前半と後半の二つに分けられる。前半は嘉永三年（一八五〇）から明治元年（一八六八）までと明治四年（一八七一）である。この時期は、以前と同様、町の造酒屋が均等割で経費負担を行っていた。

後半は明治二年（一八六九）から明治三年（一八七〇）までと明治五年（一八七二）以降となる。この時期は、造酒屋のほかに濁酒屋や木綿屋などが新たに加わり経費を分担した。明治二年以降は、維新の混乱期を背景に酒屋仲間だけでは経費を負担できず、木綿屋などの業種も加えなければ祭礼経費を維持できなくなっていたのである。

前半の例としては、慶応二年（一八六六）には、総経費九両と二七八貫一五〇文（一両＝六貫八〇〇文換算で、三三九貫三五〇文）を①河内屋②大塚屋③美濃屋④近江屋⑤古屋⑥大丸屋の酒屋六軒で均等割した。ただ均等割でも、翌慶応三年（一八六七）は、酒屋のほかに、木綿屋、醤油屋、糀屋などが加わり、二五軒半で均等割している。前年の慶応二年は米が不作で清酒の醸造が停止されたため、従来の酒屋仲間だけで勤めるのが困難であったことによる。

後半では、明治二年から明治三年までは、造酒屋に濁酒屋と木綿屋が加わって、造酒屋と濁酒屋・木綿屋の両者が経費を折半した。明治五年からは、濁酒屋・木綿屋に醤油屋・小間物屋が新規に加わり、造酒屋とこれら四業種が経費を折半している。

明治五年の例では、総経費二八六貫八五五文から士族の拠出金を差し引いた一七五貫一八〇文を酒屋が五割、濁酒屋・木綿屋・醤油屋・小間物屋が残り五割を負担している。公権力を持つ八戸藩がなくなったので、酒屋のみならず多くの業種に負担を求めざるを得なかった。酒屋は①河内屋②大塚屋③美濃屋④近江屋⑤古屋⑥大丸屋の六軒で、これに濁酒屋株の加賀屋も助勢した。

この年からは酒屋の経費負担方法が変更されている。従来は酒屋数で経費を均等割していたが、この年からは各酒屋の免許石数に応じて負担する方法となり、一〇〇石当たり三貫五七五文の負担率とされた。慶応三年以来、木綿屋や醤油屋が負担を求められるようになるのは、都市型商業・産業として成長をみるようになったからである。

なお前半のうち、嘉永六年（一八五三）には、八日町笠鋒の新規製作があり、製作費用一四五貫文余が余分に計上されていた。諸入用費は二八五貫五四六文に増加し、前年比で一・八倍に押し上げられている。

（二）祭礼経費推移の特徴

以上のように文化八年からの祭礼経費の動向を見ると、祭具の新規調達や補修などによっては一時的に経費が膨らむこともあったが、総じて文化年中（一八〇四～一七）から文政末年（～一八二九）までは、祭礼経費がそれほど多くはなかった。

天保の七年飢饉を終えた天保後半以降は、しだいに祭礼の経費が膨張した。その理由は、天保四年（一八三三）の行列帳に見えるように神馬が行列を先導し、極彩色の幡がひるがえり、多くの出しや虎舞、鮫・湊の踊子などの練り物が増えるにつれて、きらびやかな練り物の衣装代や祭具の補

修・新調が増えた。それに伴って必然的に行列を担う人足が増加した。神事二日間の人足の数が六〇〇人を越える嘉永二年（一八四九）からは、行列経費が膨らんでいく傾向を示すようになる。

ただここで注意しなければならないのは、祭礼経費の中には、人足代の費用が入っていないことである。諸費用の明細を記している嘉永二年の諸入用費を見ると、出役人足六一七人の酒代は計上されているが、人足の手間賃は書き上げられていない。人足のうち、出し持ちや踊子付添人の手間賃はそれぞれの出し所有者や踊り子の両親が負担していたが、人数の多い幡持、さらには御輿持などの費用は、誰がどのように経費負担をしたのかは委細不明である。

祭礼行列には日雇い取りがかなりいたはずであるから、それらの経費を算入すると、祭礼経費はもっと膨らむことになる。猩々緋幡を寄進した「奉納仲間」は幡持人足を自分たちで雇っていたように、出し持ち商人を中心とした祭礼に参加した商人たちが、個々に目に見えない経費を自己負担していたものと考えられる。

（三）祭礼経費構成の特徴

祭礼経費の年代的推移は先に述べた通りであるが、祭礼行列はどこに一番経費がかかり、経費の構成がどのようになっていたのであろうか。

文化八年からの祭礼経費の書き上げのうち、嘉永二年（一八四九）は諸入用費が用途別に計上されている。これを便宜上、①弁当食糧費、②慰労費、③物品購入費、④謝礼、⑤修繕費、⑥祭礼道具借用費、⑦消耗費、⑧料理委託料、⑨参加補助費の科目を設けてみた。

そうすると、嘉永二年の総経費が一三四貫一一〇文である。このうち、比率の高いのが弁当食糧

費が六九貫余で五一％、次いで慰労費が二八貫余の二一％、参加補助費が九貫余の七％などとなっている。これからいえば、祭礼経費の大半は弁当代の食糧費と酒代の慰労費で占められていることとなる。

食糧費とは町奉行や徒目付（かちめつけ）などの藩の役人、庄屋や神事支配人、しゃぎり役者、太神楽役者の道具持などに対する神事中三日間の弁当賄い代である。慰労費は藩の役人や庄屋・神事支配人など、および出役人足や太神楽・ささら引き役者などへ、行列中に提供される酒代であった。

ちなみに、科目に関係なく、金額の大きい順に入用費をあげると、しゃぎり役者一六人の弁当代（内習三日・行列二日・道具仕舞い一日分）が二六貫余、出役人足六一七人分の盃酒代（行列二日分）が二三貫余、庄屋二人・神事支配人四人・供六人の重詰め飯・煮染め代（神事三日分）が九貫余、屏風（びょうぶ）・毛氈（もうせん）・煙草盆（たばこぼん）・茶釜土瓶（どびん）・筵（むしろ）・手桶・幕ほげの損料が七貫余、町奉行・徒目付の重詰め肴・茶・菓子・饅頭（まんじゅう）代（神事三日分）が七貫余、廿六日町太神楽の多足料が五貫余、桟敷茶番小使人足二二人分の賄い代が四貫余、薄縁・志和表・紺布刺し賃の新規入用代が四貫余、虎舞の多足料が三貫余、松太郎料理大儀料（内習から道具仕舞いまで）三貫余などとなる。

いずれも弁当代、酒代、煮染め代といった食糧・慰労費が上位に並ぶ。これが八戸の祭礼経費の特徴ということになろう。

八戸藩の祭礼経費の構成を祭礼史料が豊富な川越藩と比較してみると、同藩の天保一五年（一八四四）の祭礼経費は総計二二〇両余となっている（『川越氷川祭りの山車行事本文編』）。このうち、山車飾り代・行列衣装代が七八両余、江戸芸人出演料が三三両余となっており、合計

一一一両余である。この二つの科目で祭礼経費の五〇％を占め、芸人や役元の弁当賄などの食糧費は一八両余で、一割にも及んでいない。そうすると、川越は食糧費よりも山車行列や芸人参加の運行費が経費の大半を占めていたことになる。

これに対して八戸藩は運行費よりも食糧費が中心となっていた。この違いは、八戸の祭礼行列は、運行費用は練り物の出場者に負担させ、これを除いた経費を祭礼経費全体で賄おうとしていたからではなかろうか。出しは、商人持ちであれば製作費から補修費を含めて持ち主が自己負担し、町内持ちであれば町内が負担した。

そして、それ以外の行列全体に関係する経費、例えば、行列を演出する太神楽やしゃぎり踊子の衣装代、行列の先頭や後尾を飾る笠鋒などの補修代は経費として計上したが、出し持人足や踊子付添人に対する日雇賃は支出せず、出しの所有者や踊子の両親に負担させていた。芸人が参加する虎舞や鮫・湊の踊子などへは、「合力」とか、「多足」という名目で、経費の全額ではなく一部を補助する形であった。

したがって、練り物の運行費を除くと、残った食糧・慰労費が八戸の経費の大半を占めることになったのである。

さらに、八戸の場合は、祭礼の総経費が川越と比べてかなり少ないことも指摘される。川越が二二〇両余であるのに対して、八戸は一三四貫一一〇文なので二〇両弱（一両＝六貫八〇〇文換算）である。両者では行列の規模や内容が異なるし、そもそも祭礼費用負担の仕組みが相違しているので、一概には言えないが、それにしても祭礼経費の少なさが目立っている。

第五章　法霊祭礼から三社大祭への名称変化

江戸時代の法霊祭礼は明治維新後、靇神社に新羅神社が加わって二社の祭礼となり、さらに神明宮も加わって三社の祭礼となった。二社や三社に変更された時期については、さまざまな年代比定が行われている。例えば、『八戸三社大祭文化財調査報告書』は、明治一七年（一八八四）が二社の祭礼の始まりであるとし、三社の大祭になったのは明治二二年（一八八九）からと説いている。

ところが、新羅神社文書には「自延享年間　祭事用書」が残されている。これは、新羅神社が所蔵する行列帳の表題とその冊子数を書き留めたものであるが、この資料には一社から二社への合併と二社から三社への合併の年代が記録されている。

それには、「法霊御祭礼書留帳」として「明治拾壱年ヨリ拾九年迄靇神社・新羅神社両社合併大祭行列帳并役割帳　貳拾壱冊」、「明治廿年ヨリ廿二年迄靇神社・新羅神社[ニ]・神明宮三社[ニ]合併大祭行列并役割帳　拾壱冊」と書き上げられている。

つまり、明治一一年（一八七八）から明治一九年（一八八六）までの間は、靇神社と新羅神社の両社が合併した大祭であり、明治二〇年（一八八七）からはこれに神明宮が加わって三社の大祭となっているということである。

これを裏づけるように現存する明治一一年と明治二〇年の行列帳には、前者には二社の名前、後者には三社の名前が書き記されている。すなわち、前者には「明治十一年八月十八日　新羅・靇

両社御祭礼行列名簿帳」（新羅神社文書）とあり、後者には「明治二十年九月七日　靏大祭・大神宮・新羅社御祭礼行列帳」（新羅神社文書）と見えている。

ただ残念なのはこれらの年代の直前の行列帳が残されていないことである。明治一〇年と明治一九年のそれが残存していれば、一社から二社へ、二社から三社へ変遷していることがもっと明確になるのであるが、伝えられていない。

しかし、直前の行列帳が残っていなくとも、「祭事用書」の合併記載の表題と明治一一年・明治二〇年の合祭神社名を記入した行列帳の存在を考え合わせると、「祭事用書」の合併年代記述の信憑性はきわめて高いものとなる。したがって、明治一一年から二社となり、明治二〇年から三社の祭礼になったものと考えてよいのではなかろうか。

参考文献

三浦忠司『八戸三社大祭の歴史－江戸時代の八戸城下祭礼の伝統』　伊吉書院、平成一八年
『八戸三社大祭文化財調査報告書』八戸市教育委員会、平成一四年
『法霊社神事日記』〈『八戸の神社寺院由来集』（八戸市、平成一四年）〉収録
『多志南美草』第三巻　青森県文化財保護協会、昭和四六年
『八戸南部史稿』八戸市、平成一一年
『内史略』第三・四巻　岩手県文化財愛護協会、昭和四九年
「盛岡砂子」〈『内史略』（岩手県文化財愛護協会、昭和四九年）〉第三巻収録
「八幡宮神事」〈『内史略』（岩手県文化財愛護協会、昭和四九年）〉第四巻収録
『川越氷川祭りの山車行事本文編』川越市教育委員会、平成一五年
『盛岡市史』近世期下　盛岡市、昭和二六年
『三戸町史』中巻　三戸町、平成九年
「守貞謾稿」（『日本風俗志』四巻）岩波書店、平成一三年
林悦二郎『これは巷のはなしでございあんす』八戸印刷荷札、昭和四八年
小杉信夫『盛岡八幡宮祭りの山車行事』盛岡市教育委員会、昭和六一年
宝暦一一年（一七六一）法霊御神事行列帳　昭和二九年九月三日付東奥日報掲載「八戸祭の変遷下」）
明和八年（一七七一）の行列帳　昭和二九年九月二日付東奥日報「八戸祭の変遷上」・昭和二七年

九月一日付デーリー東北「八戸祭の変遷」
＊＊＊＊＊＊＊＊
「法霊御神事行列帳」　龗神社所蔵、及び八戸市立図書館所蔵新羅神社文書
文化元年「法霊御神事諸事覚」　龗神社所蔵
明治四年「人足大図調書上帳」　龗神社所蔵
文政一〇年「法霊社日記」　龗神社所蔵
天保一四年「猩々緋御幡順番帳」　龗神社所蔵
「法霊御神事諸入用覚」　八戸市立図書館所蔵新羅神社文書
「自延享年間　祭事用書」　八戸市立図書館所蔵新羅神社文書
「永歳目安録」　八戸市博物館所蔵西町屋文書
「永歳覚日記」　八戸市博物館所蔵西町屋文書
石橋徳右衛門宛高来兵助・鈴木新五郎などの書状　八戸市博物館所蔵西町屋文書
八戸藩勘定所日記などの八戸藩日記　八戸市立図書館所蔵八戸南部家文書
遠山家日記　八戸市立図書館所蔵遠山家文書
「多志南美草」　八戸市立図書館所蔵大岡家文書
「竹田伽良倶里」　岩手県立図書館所蔵
「盛岡八幡宮御神事行列番組」　盛岡市中央公民館所蔵
文化元年「盛岡八幡宮境内図」　岩手県立図書館所蔵

平成27年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）
八戸市の文化遺産を活用した地域活性化事業

事業実施／あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアム
事業監修／八戸市教育委員会

普及啓発資料

江戸時代の八戸三社大祭

発行日　平成 28 年 2 月 10 日
著　者　三　浦　忠　司
発行者　あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアム（略称：ADAC）
（本事業事務局）
インフォコム株式会社　八戸ワークスペース
〒031-0041　八戸市廿三日町28　八戸ウェストビル
TEL（0178）20－9641　FAX（0178）20－9642
印　刷　新光印刷株式会社
〒031-0813　八戸市大字新井田字鷹清水9-11
TEL（0178）34－5331　FAX（0178）34－6078